
第2期

羽村市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

(案)

令和2年3月

羽 村 市

はじめに

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景とポイント.....	3
2 子ども・子育て支援新制度.....	4
(1) 子ども・子育て支援新制度とは.....	4
(2) 子ども・子育て支援新制度の主なポイント.....	4
(3) 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像.....	6
(4) 基本指針.....	7
3 計画の位置づけ.....	8
4 計画の対象.....	9
5 計画の期間.....	9
6 教育・保育提供区域.....	10
7 計画の策定方法.....	10
(1) 羽村市子ども・子育て会議による審議.....	10
(2) 羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会による検討.....	10
(3) アンケート調査の実施.....	11
(4) 意見公募手続の実施.....	11
第2章 羽村市の子ども・子育て支援の状況	13
1 羽村市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況.....	15
(1) 人口の推移.....	15
(2) 年齢3区分別人口割合の推移.....	15
(3) 子ども・若者の人口の推移と将来推計.....	16
(4) 出生数の推移.....	18
(5) 合計特殊出生率の推移.....	18
(6) 相対的貧困率（全国）.....	19
2 アンケート調査結果の概要.....	20
(1) 調査概要.....	20
(2) 就学前児童調査.....	20
(3) 就学児童調査.....	22
(4) 調査結果から見受けられる子ども・子育て支援の課題.....	24
第3章 計画の理念と目標	27
1 基本理念.....	29
2 基本目標.....	30

第4章 施策の体系と具体的な展開	31
1 施策の体系.....	33
2 施策の具体的な展開.....	34
【基本目標1】 妊娠・出産期からの切れ目のない支援.....	34
(1) 妊娠・出産に関する支援の充実.....	37
(2) 子どもや母親のための保健事業の充実.....	40
(3) 子どもの健康の確保・増進.....	42
(4) 医療体制の確保・充実.....	44
(5) 子育ての経済的負担の軽減.....	45
【基本目標2】 地域における子育て支援の充実.....	47
(1) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実.....	49
(2) 子育て支援のネットワークの活用.....	52
【基本目標3】 就学前の子どもの教育・保育の充実.....	53
(1) 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保と充実.....	55
(2) 多様なニーズに対応した保育サービスの実施.....	57
(3) 乳幼児期から就学期への移行支援.....	59
【基本目標4】 就学期からの子どもの成長段階に応じた支援の充実.....	60
(1) 子育て力の向上.....	62
(2) 子どもたちの生きる力の育成.....	64
(3) 放課後の居場所づくり.....	66
(4) 子どもの健全育成.....	67
【基本目標5】 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援の充実.....	69
(1) 子どもの権利の尊重.....	73
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進.....	75
(3) 子どもの発達支援体制の充実.....	77
(4) 障害のある子どもへの支援の充実.....	79
(5) 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家庭への支援の充実.....	82
【基本目標6】 仕事と生活の調和のための環境整備.....	84
(1) 仕事と子育ての両立支援.....	86
(2) 安心して外出できる環境の整備.....	88
第5章 量の見込みと確保方策	89
1 子どものための教育・保育.....	91
2 地域子ども・子育て支援事業.....	94
第6章 計画の推進	99
1 計画の推進.....	101
(1) 関係機関等との連携.....	101
(2) 計画事業の実施状況の点検及び評価.....	101
(3) 量の見込みと確保方策の見直し.....	101

資料編	103
1 第1期計画の教育・保育事業の量の実績と確保の実績	105
(1)子どものための教育・保育	105
(2)地域子ども・子育て支援事業	106
2 羽村市子ども・子育て会議	109
3 羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会	112
4 審議経過	114

第1章 計画策定にあたって

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景とポイント

我が国では、急速な少子化の進行等に伴い顕在化した家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体及び企業における計画的な取組みが促進されてきました。本市においても、平成17年3月に羽村市次世代育成支援行動計画を、平成22年3月に後期行動計画を策定し、安心して子どもを産み育てることができるまちづくり、子どもたちが健やかに成長していけるまちづくりを目指し、各種施策を推進してきたところです。

しかし、その間も我が国の少子化は進行し、子育ての負担や不安、孤立感を感じる家庭が増加していること、都市部を中心に待機児童問題が深刻化していること、仕事と子育てを両立できる環境整備が必ずしも十分でないことなどから、国や地域を挙げて子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められるようになりました。

これを受け、国では、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月には、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子育てしやすい社会を実現するための新たな制度である子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。また、3法の一つである子ども・子育て支援法では、国が定める子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針に即して、地方公共団体において計画を策定することが義務付けられました。

このような中、本市では、平成27年3月に、羽村市次世代育成支援行動計画の取組状況等を踏まえた上で、「子どものための教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を円滑に実施し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、羽村市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画では、「子どものための教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策について、第1期計画期間中の実績や、幼児教育・保育の無償化等の社会情勢の変化を踏まえ適切に定めるとともに、計画事業について、第1期計画で掲げた事業の点検・評価、平成30年度に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ見直しを行っています。

なお、本計画の策定にあたっては、国が市町村に策定の努力義務を課している子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画の内容を包含するものとします。

2 子ども・子育て支援新制度

(1) 子ども・子育て支援新制度とは

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立したいわゆる子ども・子育て関連3法（※）に基づく制度のことで、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えることを目的として、平成27年4月から施行されています。

※子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

【子ども・子育て支援新制度の目的】

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・待機児童の解消
 - ・地域の保育を支援
 - ・教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 子ども・子育て支援新制度の主なポイント

①「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設

新制度施行以前は、幼稚園、保育所に対する財政措置は、学校教育の体系、福祉の体系として別々になされていました。新制度では幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付である「施設型給付」が創設され、財政措置が一本化されました。

また、新たに「地域型保育給付」が創設され、「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとされました。

②子育てのための施設等利用給付の創設

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、「施設型給付」及び「地域型保育」の対象外である幼稚園や認可外保育施設等を利用する子どもの保護者の経済的負担を軽減するための、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

③認定こども園制度の改善

幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持った施設として平成18年10月に創設された認定こども園は、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育園という2つの制度を前提にしていたことにより、認可や指導監督、財政支援等に関する二重行政の煩雑さなどが課題として指摘されていました。

平成27年度の法改正では、認定こども園の種類の1つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等が一本化され、また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」を含む4類型全てが「施設型給付」として一本化されました。

④地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象にニーズに応じた多様な支援を充実させるため、地域の実情に応じて実施する13事業を「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされました。

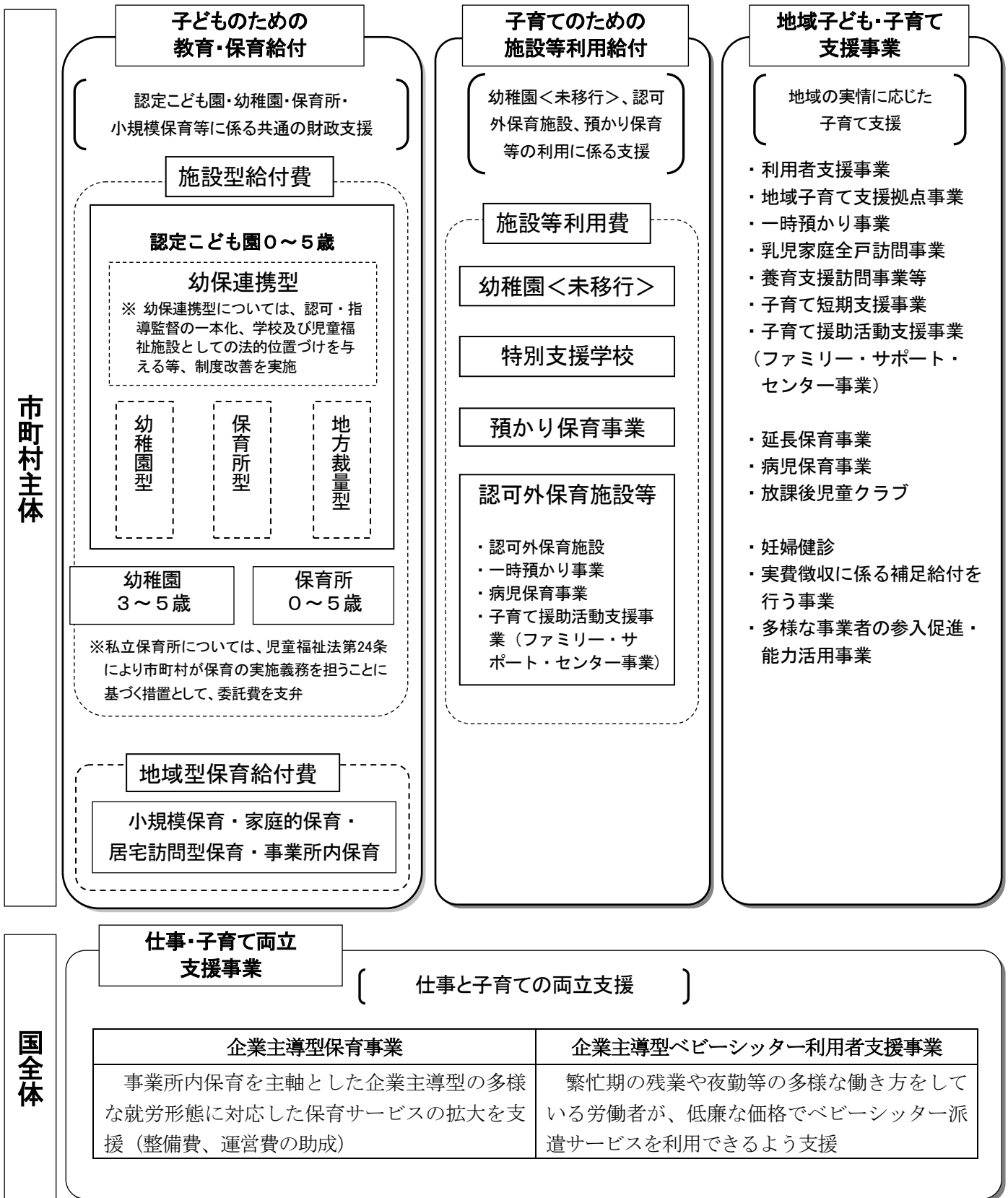
⑤市町村が実施主体

住民に身近な市町村に、子育て支援の財源と権限を一元化し、市町村は地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施することとなりました。

⑥社会全体による費用負担

子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上を図るため、国・地方の恒久財源を確保することとなりました。

(3) 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



(4) 基本指針

令和元年度に国の基本指針が改正されました。

市では、この基本指針に即して、第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画を策定しています。

■国の基本指針の項目

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 1 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 2 子どもの育ちに関する理念
- 3 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 4 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

第二 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施策等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

- 1 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方
- 2 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

- 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項
- 5 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項
- 6 その他

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

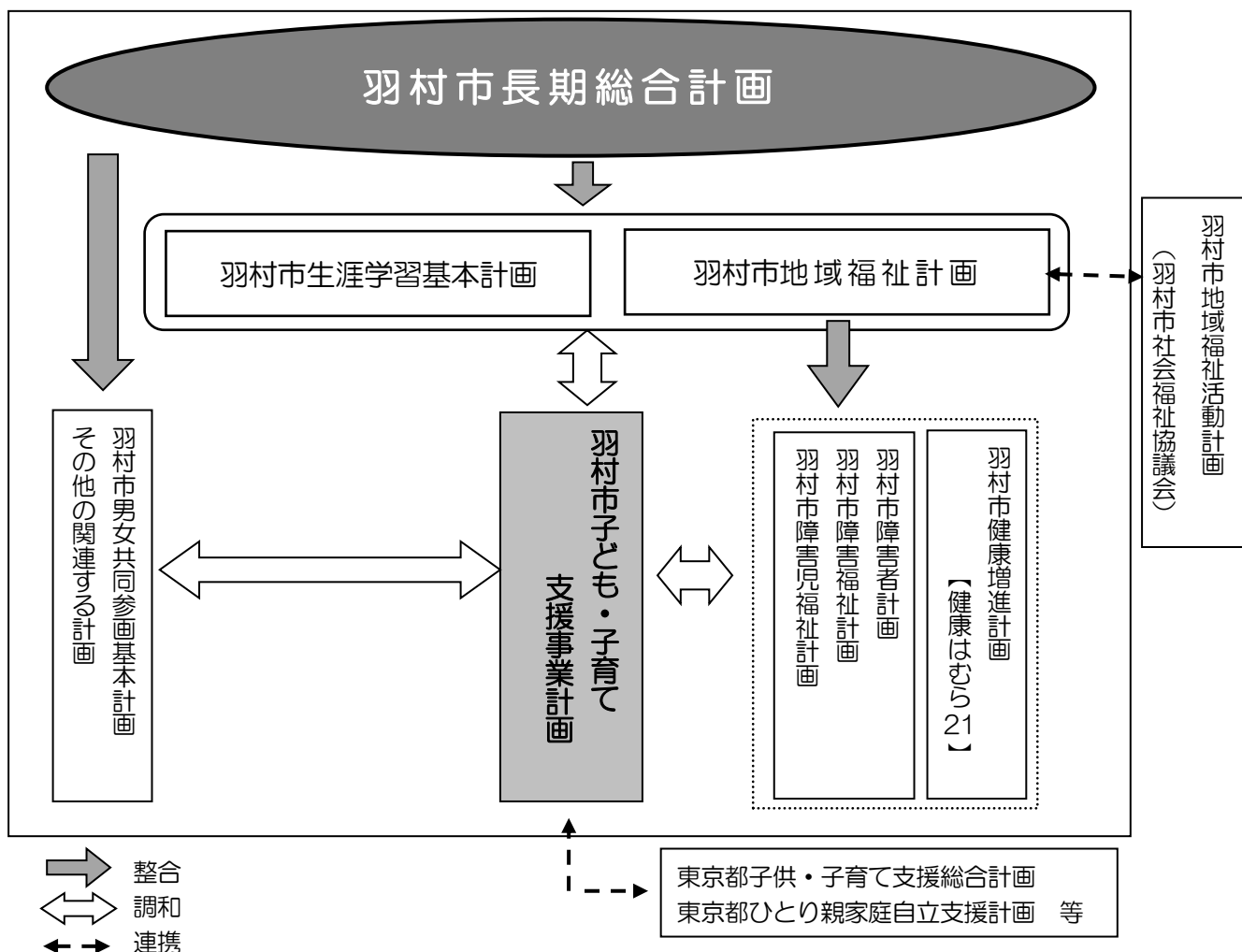
基本指針の改正内容

- 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
- 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
- その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正
- 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う追記

3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、教育・保育提供区域における各年度の就学前の子どもの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めるものです。
- (2) 本計画は、第 1 期計画と同様に、次世代育成支援対策推進法の規定に基づく羽村市次世代育成支援行動計画の後継計画として策定するものです。
- (3) 本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づき市町村に策定の努力義務が課せられている子ども・若者計画、及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき市町村に努力義務が課せられている子どもの貧困対策計画の内容を包含するものとします。
- (4) 本計画は、市の総合的なまちづくりの指針である「第五次羽村市長期総合計画」との整合性を図るとともに、「羽村市地域福祉計画」、「羽村市生涯学習基本計画」などの子ども・子育てに関係する各種個別計画との調和を保つものです。
- (5) 本計画は、東京都が策定する「東京都子供・子育て支援総合計画」、「東京都ひとり親家庭自立支援計画」などの関連計画との連携を確保するものです。

■関連計画等との関係図



4 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から、おおむね 18 歳未満のすべての子どもと、その家庭とします。

ただし、課題を抱える若者の支援などは、柔軟に対応します。

5 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

■本計画及び関連計画の期間

(年度)

平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
第五次羽村市長期総合計画 (2012～2021年度)							第六次羽村市長期総合計画		
羽村市生涯学習基本計画 (2012～2021年度)							第二次羽村市生涯学習基本計画		
第四次羽村市地域福祉計画 (2013～2017年度)			第五次羽村市地域福祉計画 (2018～2023年度)					第六次羽村市 地域福祉計画	
第1期羽村市子ども・子育て支援事業計画 (2015～2019年度)					第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画 (2020～2024年度)				
羽村市障害者計画及び 第4期羽村市障害福祉計画 (2015～2017年度)			羽村市障害者計画、 第5期羽村市障害福祉計画及び 第1期羽村市障害児福祉計画 (2018～2020年度)			羽村市障害者計画、 第6期羽村市障害福祉計画及び 第2期羽村市障害児福祉計画 (2021～2023年度)			羽村市障害者 計画、第7期 羽村市障害福 祉計画及び第 3期羽村市障 害児福祉計画
羽村市健康増進計画【健康はむら21(第二次)】 (2015～2024年度)									

6 教育・保育提供区域

羽村市の教育・保育提供区域は、市内全域を1つの区域として設定します。

子ども・子育て支援新制度では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

この教育・保育提供区域ごとに、小学校就学前の子どもの認定区分に応じた各年度の教育・保育施設、地域型保育事業所及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算定し、「確保の内容」やその「実施時期」を定め、必要な教育・保育施設、地域型保育事業所及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に整備、実施していくこととなります。

羽村市の人口は、東京都の市部では一番少なく、広さは東西に4.23km、南北に3.27km、面積は9.90km²と三番目に小さい状況にあります。人口・面積ともに小規模な自治体であり、平坦な地形で、移動に困難を伴うほど市内を分断する地理的要因もないこと、また既存施設の整備状況などから、教育・保育提供区域は、市内全域を一つの区域として設定しました。

7 計画の策定方法

(1) 羽村市子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたり、子どもや子育て支援に係る当事者等の意見を聴くため、知識経験者、教育・保育施設の代表者、子どもの保護者、公共的団体の代表者、事業所の代表者、公募市民からなる「羽村市子ども・子育て会議」において、審議を重ねてきました。

(2) 羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会による検討

羽村市子ども・子育て支援事業計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行う庁内組織として、子ども・子育て支援に関連する部署の職員で構成された「羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会」において、検討を行いました。

(3) アンケート調査の実施

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた利用ニーズ等を把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するため、平成30年10～11月に「羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査」を実施しました。国から示された調査票案を基に羽村市独自項目を追加し、羽村市子ども・子育て会議の意見を聴き、調査票を作成しました。

調査結果については、量の見込みを設定する際などの参考にするとともに、本計画策定における基礎資料として活用しました。

アンケート調査の概要については、第2章に掲載しているので参照してください。

(4) 意見公募手続の実施

本計画の素案を令和2年1月に市公式サイト等で公表し、計画に対する市民の意見を求め、市の計画として策定しました。

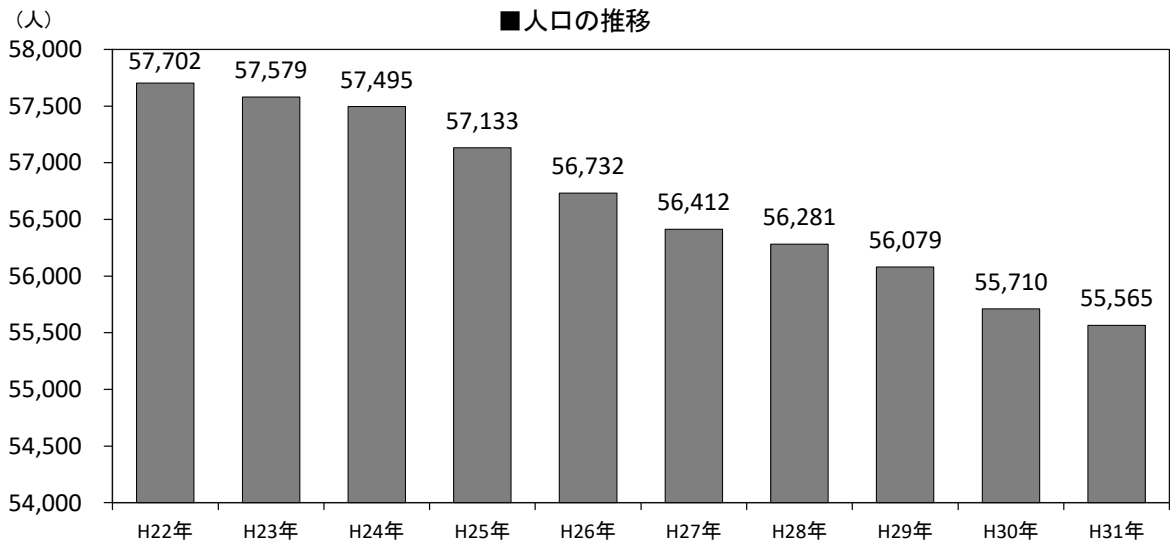
第2章 羽村市の子ども・子育て支援の状況

第2章 羽村市の子ども・子育て支援の状況

1 羽村市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

(1) 人口の推移

総人口は平成22年の57,702人をピークに減少傾向にあり、平成31年4月1日現在で55,565人となっています。

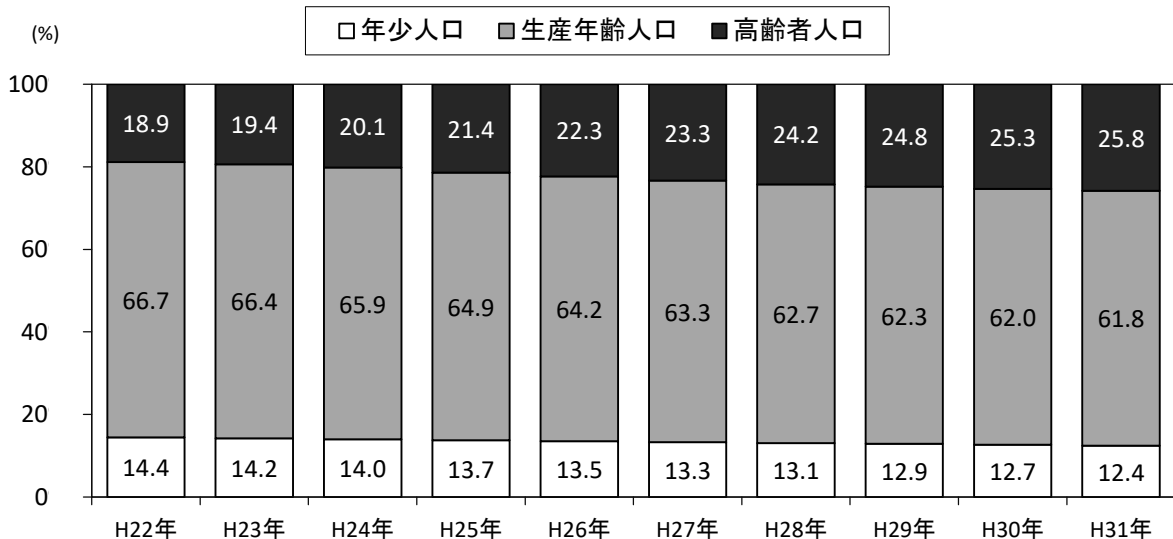


資料：羽村市人口統計表（各年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

平成31年の年齢3区分別人口割合は、年少人口（14歳以下）割合12.4%、生産年齢人口（15～64歳）割合61.8%、高齢者人口（65歳以上）割合25.8%となっています。

平成22年からの推移をみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合ともに毎年減少傾向が続いている一方、高齢者人口割合は増加しており少子高齢化が進行しています。



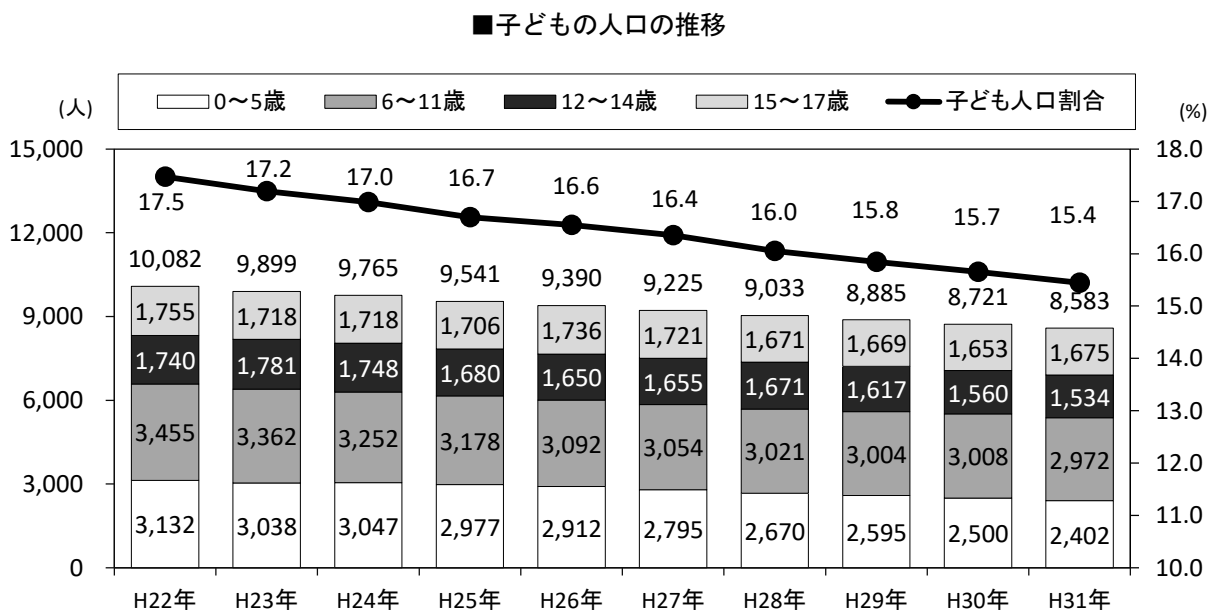
資料：羽村市人口統計表（各年4月1日現在）

(3) 子ども・若者の人口の推移と将来推計

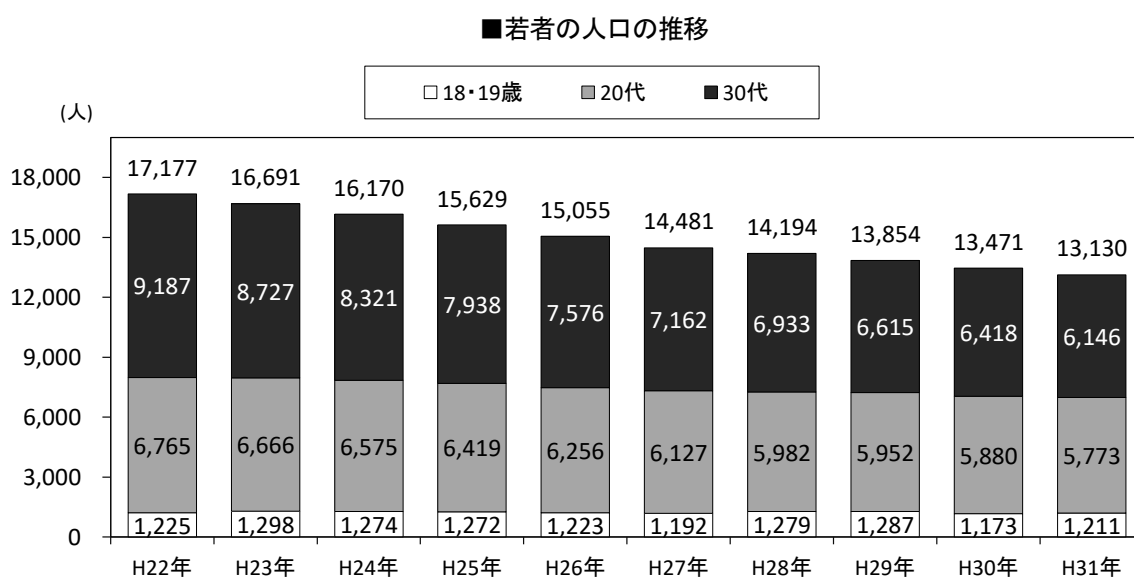
①子ども・若者の人口の推移

18歳未満の子どもの人口の推移をみると、どの年齢層とも減少傾向にあり、総人口に占める子ども人口割合も年々減少傾向にあります。

18歳以上の若者の人口の推移をみると、18・19歳はほぼ横ばいとなっていますが、20代、30代は減少傾向にあります。



資料：羽村市人口統計表（各年4月1日現在）



資料：羽村市人口統計表（各年4月1日現在）

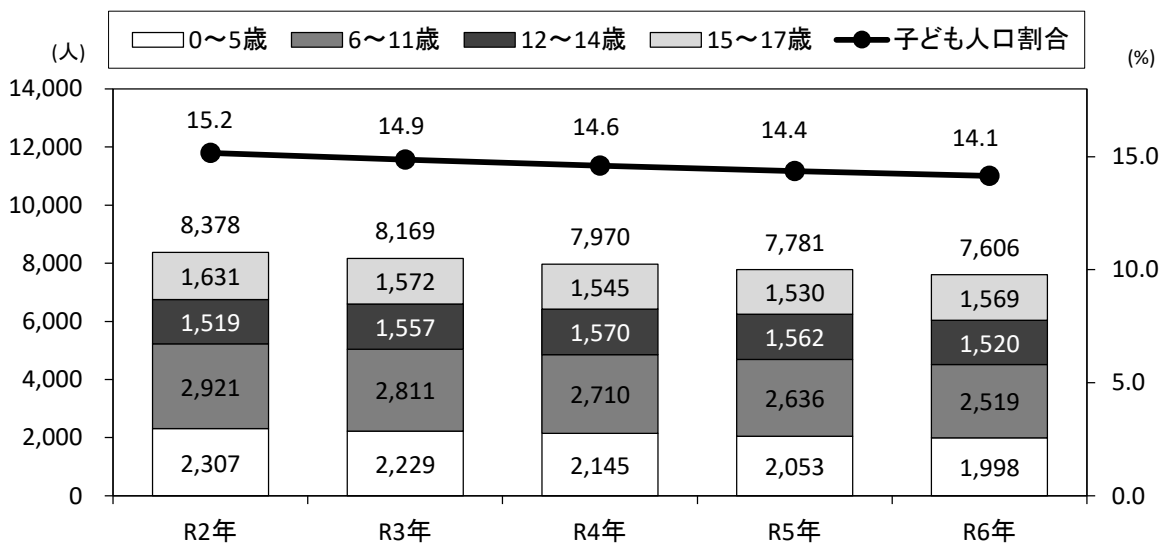
②子ども・若者の人口の将来推計

18歳未満の子ども人口の将来推計をみると、どの年齢層とも減少傾向にあり、総人口に占める子ども人口割合も年々減少傾向が見込まれます。

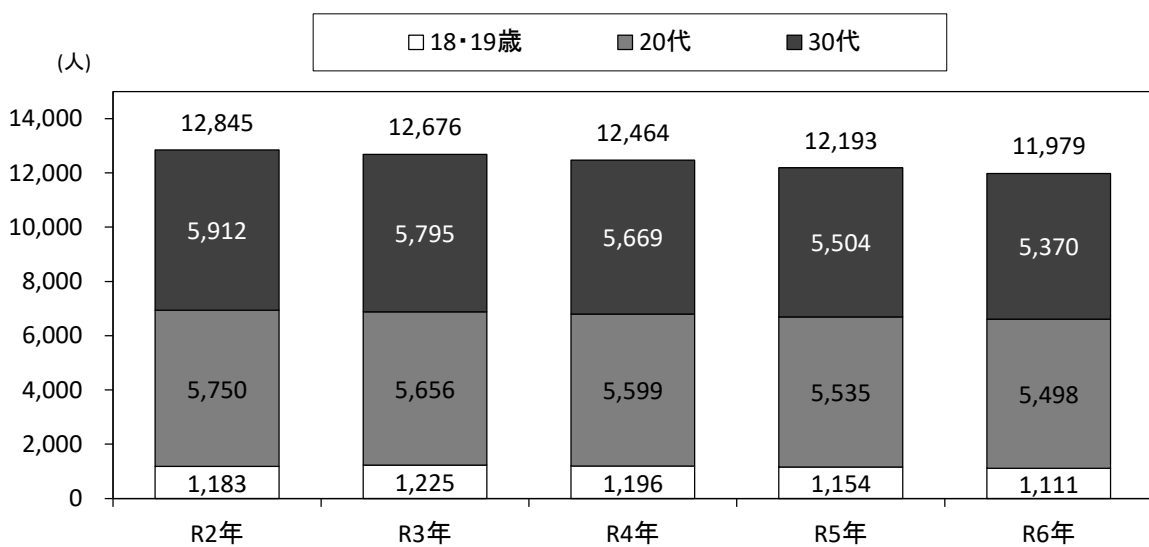
18歳以上の若者の人口の将来推計をみると、18・19歳は令和3年では1,200人を超えると推計していますが、以降、減少傾向が見込まれます。20代、30代についても同様です。

なお、ここでの推計にあたっては、今後の人口変動の要因（出生、死亡、転入転出）に将来値を仮定して算出するコーホート要因法ではなく、過去の人口の増減実績に基づき推計するコーホート変化率法を用いています。

■子どもの人口の将来推計



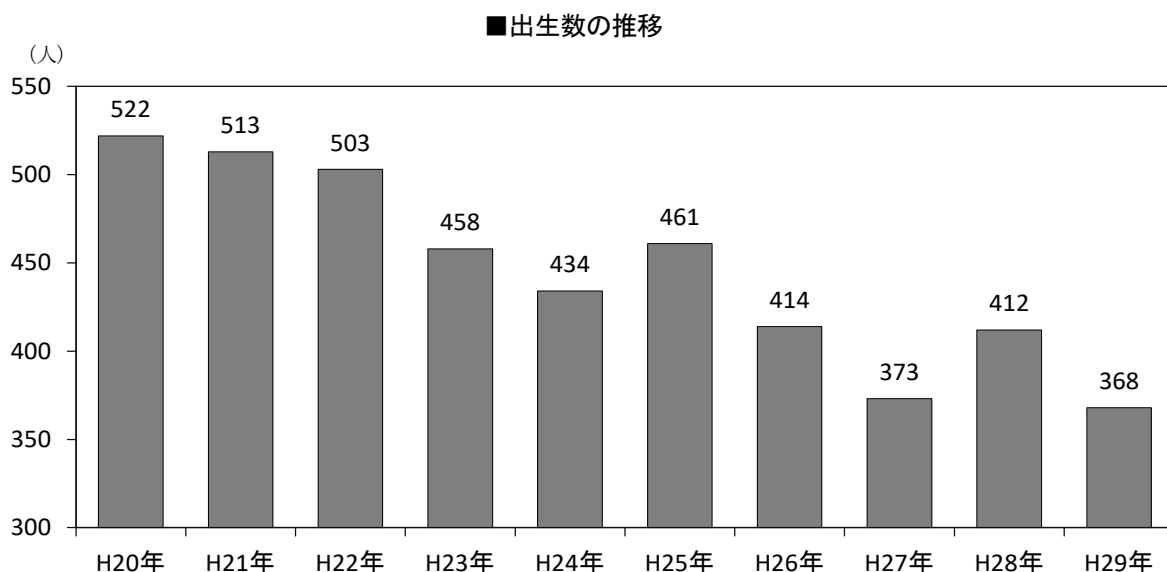
■若者の人口の将来推計



※ 住民基本台帳人口の実績をベースにコーホート変化率法にて推計

(4) 出生数の推移

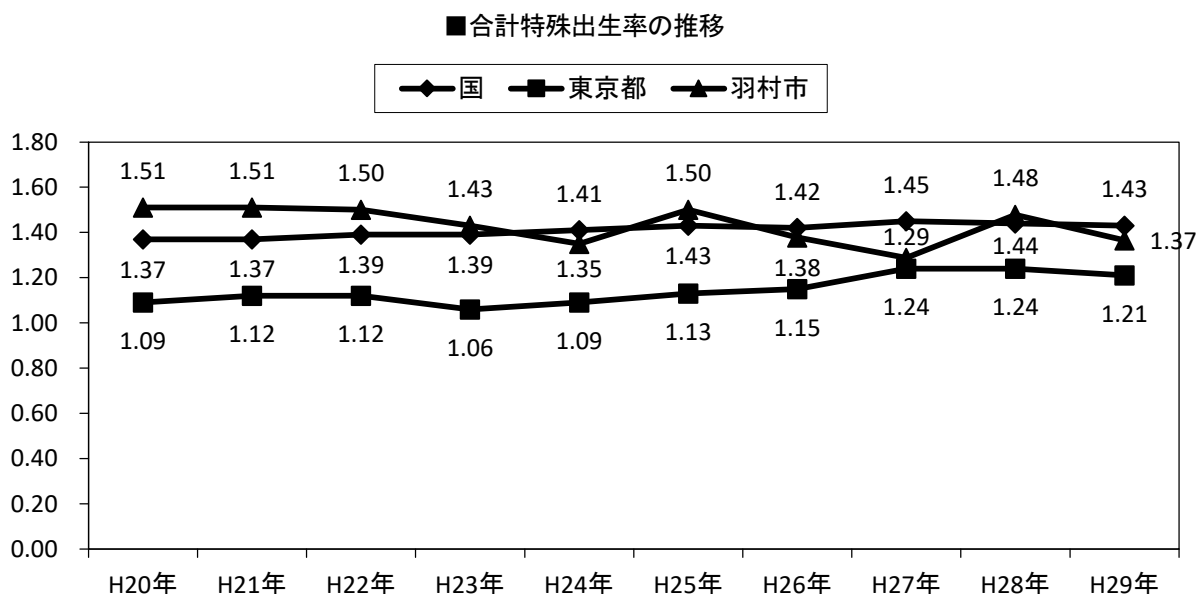
出生数は平成23年に500人を下回り、平成29年には368人となっています。



資料：人口動態統計

(5) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成27年には1.29まで減少しましたが、平成28年には1.48まで上昇し、国の平均を上回りました。しかし、平成29年には再び減少し、1.37となっています。なお、東京都平均よりも高い傾向は続いています。



資料：人口動態統計

(6) 相対的貧困率（全国）

「相対的貧困率」は、国民1人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。平成27年の相対的貧困率は15.6%で、うち17歳以下の子どもの貧困率は13.9%となっています。

また、18歳未満の子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、平成27年は12.9%となっています。そのうち、大人が2人以上いる世帯は10.7%であるのに対し、大人が1人の世帯では50.8%と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。

■（参考）相対的貧困率の推移（全国）

	平成 6年	平成 9年	平成 12年	平成 15年	平成 18年	平成 21年	平成 24年	平成 27年
子どもがいる現役世帯	11.2%	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人	53.2%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%
（参考）相対的貧困率	13.7%	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%
子どもの貧困率	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%

資料：厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

※相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

※平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。

※平成27年の数値は熊本県を除いたもの。

※大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

※等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

2 アンケート調査結果の概要

※本文中の「前回調査」は、平成25年度に実施した「羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査」

(1) 調査概要

■調査の概要

調査対象	就学前児童の保護者	小学生の保護者	合計
調査方法	郵送配布、郵送回収		
配布数	1,000	600	1,600
有効回収数	590	351	941
有効回収率	59.0%	58.5%	58.8%
調査期間	平成30年10月11日～11月5日		

(2) 就学前児童調査

- 60%強の保護者が、子育てを主に行っているのは「父母ともに」と回答しており、前回調査と比較し増加しました。
- 市が実施する子育て支援事業について、前回調査と比較し、「市発行の子育て支援情報誌」などの情報発信ツール、「赤ちゃんふらっと・赤ちゃん休憩室」、「ファミリー・サポート・センター事業」の周知度が大幅に向上しています。
- 子育てする上で、気軽に相談できる人・場所は90%台半ばの保護者が「いる（ある）」と回答しており、相談先は「配偶者」、「祖父母等の親族」、「友人や知人」がそれぞれ70%以上、次いで「保育士」は40%弱、「幼稚園教諭」が10%台半ばとなっています。
- 子育てをする上で希望するサポートは、「子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること」と回答している保護者が50%台前半と最も高く、次いで「親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり」、「親同士が知り合う機会づくり」と続きます。
- 平日の定期的な教育・保育事業は70%台半ばの保護者が「利用している」と回答しています。前回調査に比較して、6.1ポイント増えています。子どもの年齢では、3歳以上で利用割合が90%を超えます。

- 平日に定期的に利用したい教育・保育事業は、子どもの年齢別では、2歳までと5歳以上は「認可保育園」、3歳、4歳は「幼稚園」が最も高くなっています。
- 地域子育て支援拠点事業を利用している保護者は4.6%で、利用していない理由は、「利用する必要がない」、「時間がない」の割合が高くなっています。今後の新たな利用希望は30%弱となっています。
- 子育てに関する情報の入手手段について、前回調査と比較し、「広報はむら」の回答が減少した一方、「市公式サイト」、「メール配信サービス」の回答が増加しており、電子媒体による情報の入手が進んでいることがうかがえます。
- 幼稚園を利用している保護者のうち、長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望は60%強となっています。
- 70%台半ばの子どもが、病気やケガで平日の教育・保育事業を利用できなかった経験があり、そのときの対応では「母親が休んだ」が80%以上と最も高くなっています。
- 小学校低学年時に希望する平日の放課後の過ごし方は、「学童クラブ」が50%台半ば、「自宅」と「習い事」が40%台と高くなっています。一方、高学年時の希望は、「自宅」が50%台半ば、「習い事」が40%台半ばと高くなっていますが、「学童クラブ」は10%台半ばと低くなっています。
- 小学校就学後に希望する放課後の過ごし方について「学童クラブ」と回答した保護者のうち、「低学年の間は利用したい」保護者は60%弱、「6年生まで利用したい」保護者は20%弱となっています。
- 母親の就労状況は、現在休業中の母親も含め、約70%の母親が就労しています。そのうち、「フルタイム就労」は30%強と、約3人に1人の割合となっています。また、希望する就労形態は「フルタイム就労」が11.6%で減少しています。パートタイム就労者のうち、60%弱の母親は「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」し、「フルタイムへの転換希望がある」母親は30%台半ばとなっています。
- 育児休業の取得状況は、「母親」が40%台前半、「父親」は2.5%で、前回調査と比較し、特に母親の取得が増加しています。取得していない理由としては、母親の場合、「子育てや家事に専念するため退職した」割合が高くなっていますが、その割合は前回調査と比較し、大幅に減少しています。父親の場合は、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が高くなっています。

- 母親の育児休業について、「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した母親のうち、子どもが「1歳～1歳6か月未満」まで取得した母親が最も多く40%弱、次いで、30%台前半の母親が「6か月～1歳未満」まで取得したと回答しています。また、希望する期間では、実際に取得した期間と同様に、「1歳～1歳6か月未満」との回答が41.8%と最も多い一方、「6か月～1歳未満」との回答は3.3%と、実際に取得した期間と比較し、その割合は大幅に低くなっています。
- 母親の育児休業取得について、「現在も育児休業中である」と回答した母親の取得予定期間は、「1歳～1歳6か月未満」と回答した母親が60%弱と最も多く、次いで、20%弱の母親が「6か月～1歳未満」と回答しています。また、希望する期間では、取得予定期間と同様に、「1歳～1歳6か月未満」と回答した母親が最も多く、次いで、「1歳6か月～2歳未満」、「2歳～2歳6か月未満」がともに20%となっており、実際に予定している期間より長期の育児休業を希望している母親が多いことがうかがえます。
- 夕食については、50%以上の家庭で「毎日手作りの夕食を用意している」と回答しており、80%以上の家庭で「子どもは家族で夕食を食べている」と回答しています。
- 食事の提供や学習支援を行う場所への参加意向については、「食事の提供」は40%弱、「学習支援」は60%以上の保護者が「参加させたい」と回答しています。
- 子育ての楽しさ、やりがいは、「子どもの日々の成長ぶりがわかること」が90%以上となっています。前回調査と1位は変わりませんが、「仕事や人間関係でいやなことがあっても、子どもといることでいやされること」との回答が増えました。
- 子育てに関する不安や負担を感じる保護者は50%を超えていますが、前回調査と比較すると減少しています。
- 子育ての環境や支援への満足度については、前回調査と比較し、満足度4以上が増加しており、満足度が高まっていることが伺えます。

(3) 就学児童調査

- 60%強の保護者が、子育てを主に行っているのは「父母ともに」と回答していますが、その割合は、前回調査と比較し若干減少しています。

- 子育てをする上で気軽に相談できる人・場所は、約90%の保護者が「いる（ある）」と回答しており、相談先は「配偶者」、「友人や知人」、「祖父母等の親族」がそれぞれ70%以上、次いで「小学校教諭」が20%台半ばとなっています。
- 子育てをする上で希望するサポートは、「子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること」が50%弱と最も高く、次いで、「親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり」、「親同士が知り合う機会づくり」、「メール配信などの情報提供の充実」、「異なる年齢の子どもが交流できる機会づくり」と続きます。
- 60%以上の子どもが「病気やケガで学校を休まなければならなかった」経験があり、その時の対応では「母親が休んだ」が70%弱と最も高くなっています。
- ファミリー・サポート・センターの今後の利用希望は3%台となっています。
- 現在の放課後の過ごし方は、低学年の場合は「自宅」、「習い事」が50%以上、「学童クラブ」が40%以上となっており、高学年の場合は、自宅」が80%強、「習い事」が60%台半ば、「公共施設（図書館、ゆとろぎ、公園など）」が40%となっています。一方、希望する放課後の過ごし方は低学年の場合は「習い事」が50%弱、「自宅」が約40%、「公共施設」が約30%となっており、高学年の場合は「自宅」が50%台半ば、「習い事」が40%以上、「公共施設」が40%強となっています。
- 平日放課後の学童クラブの利用希望は、「低学年の間は利用したい」が約40%と最も高くなっています。「6年生まで利用したい」との希望も30%強となっています。
- 母親の就労状況は、現在休業中も含め、70%台後半の母親が就労しています。そのうち、「フルタイム就労」は30%強と、約3人に1人の割合となっています。パートタイム就労者のうち、60%以上の母親は「現在の形態での就労を希望」し、「フルタイムへの転換希望」は20%台後半となっています。また、現在就労していない母親の希望する就労形態は「フルタイム就労」が4%となり、前回調査と比較して大幅に減少しています。
- 夕食については、60%以上の家庭で「毎日手作りの夕食を用意している」と回答しており、80%以上の家庭で「子どもは家族で夕食を食べている」と回答しています。
- 食事の提供や学習支援を行う場所への参加意向については、「食事の提供」は30%弱の保護者が、「学習支援」は60%以上の保護者が「参加させたい」と回答しています。

- 子育ての楽しさ、やりがいは、「子どもの日々の成長ぶりがわかること」が80%以上となっています。
- 「子育てに関する不安や負担を感じる」保護者は50%を超えており、前回調査とほぼ同程度となっています。
- 子育ての環境や支援への満足度については、前回調査と比較し、「満足度5」の割合が増加している一方、「満足度1」、「満足度2」の割合も若干増加しています。

(4) 調査結果から見受けられる子ども・子育て支援の課題

① 多様なニーズに対応した保育・子育て支援事業の実施

- 平日の定期的な教育・保育事業の利用が増加しており、要因は母親のフルタイム就労が増加していることなどが考えられます。サービスのニーズ増加が予想されることから提供体制の確保について対応していく必要があります。
- 定期的な教育・保育事業の利用状況については、1歳児、2歳児の利用が増加しています。前回調査と比較し、出産を機に退職するケースが減少し、育休を取得するケースが増加していることが要因のひとつと考えられ、低年齢児を中心とした提供体制の確保に努めていく必要があります。
- 母親のフルタイム就労の増加に伴い幼稚園の利用が減少しています。共働き世帯の幼稚園での受け入れ体制の確保・充実が必要です。
- 市が実施する子育て支援事業の満足度について、他の事業と比較し、ファミリー・サポート・センター事業の満足度が低くなっています。周知度に比較し利用経験も低いことから、利用、満足度向上に向けた改善を検討する必要があります。
- 病気等で平日の教育・保育事業を利用できなかった場合の対処方法としては、前回調査と同様に母親が休むケースが最も多くなっています。一方、就学前児童で病児・病後児保育の利用は7.8%と低い数値となっています。病児・病後児保育を利用していない理由としては、「利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない」が最も多くなっています。また、「利用登録等に手間がかかる」、「利用料がわからない」、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」を合わせると就学前児童で19.8%、就学児童で41.1%となっています。母親、父親が休んだ保護者のう

ち、就学前児童では40%強が病児・病後児保育の利用を希望していることから、利用時間や手続き方法等、利便性向上に向けた対応が必要です。

○小学校就学後（低学年時）に希望する放課後の過ごし方では、「学童クラブ」が最も多く、前回調査時と比較しても増加していることから、提供体制の確保に向けた対応が必要です。また、高学年（4～6年）時の利用希望は、前回調査時と比較して減少してはいますが、一定のニーズはあることから、対応について検討する必要があります。

② 地域や関係機関と連携した子育て支援の充実、交流機会の確保

○子育てをする上で希望するサポートでは、「親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり」、「親同士が知り合う機会づくり」、「親子でお昼ご飯やおやつを食べられるような場所づくり」の回答が多くなっています。一方、地域子育て支援拠点事業の利用者は少ない現状にあるため、利用率向上への取組みを検討していく必要があります。

○「食事の提供」や「学習支援」については、一定のニーズがあることから、サービスのあり方やニーズに対応した施策となるよう工夫していく必要があります。

③ 切れ目のない相談支援の提供

○相談できる人・場所として公的機関を選択する割合が低くなっており、ニーズに対応したサービスの提供に努めていくとともに、相談窓口の周知を図る必要があります。

○子育てをする上で希望するサポートとして、「子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること」が最も多くなっています。子育て世代包括支援センターの、より一層の周知とサービスの充実に努めていく必要があります。

○子育てに関する不安感や負担感について、50%を超える保護者が不安感や負担感を感じていることから、相談支援体制の周知と、より一層の充実が必要です。

④ 仕事と子育ての両立支援

○育児休業の取得について、前回調査と比較して、母親、父親ともに取得率は向上していますが、依然として父親の取得は少ない状況にあります。父親の取得率向上に向けた施策の充実が必要です。

⑤ 情報発信の充実

○市が実施する子育て支援事業について、前回調査と比較し、「市発行の子育て支援情報誌」などの情報発信ツール、「赤ちゃんふらっと・あかちゃん休憩室」、「ファミリー・サポート・センター」など周知度が向上しているものが増えていますが、利用経験、今後の利用意向については周知度ほど向上していないものが増えてきました。周知度向上に加え、 今後は事業の魅力向上に向けた取組みを強化し、発信していく必要があります。

○子育てに関する情報の入手手段について、前回調査と比較し、「広報はむら」の回答が減少した一方、「羽村市公式サイト」、「羽村市メール配信サービス」の回答が増加しており、電子媒体による情報の入手が進んでいることがうかがえます。SNSなどの情報発信ツールの活用 of 充実を検討していく必要があります。また、「羽村市公式PRサイト」は活用されていない傾向にあることから、活用向上に向けた取組みが必要です。

第3章 計画の理念と目標

第 3 章 計画の理念と目標

1 基本理念

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、兄弟姉妹の数の減少、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化により、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まる中、子ども・子育て支援新制度が創設され、様々な子育て支援の取組が進められてきました。子ども・子育て支援は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」ことを前提としつつ、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければなりません。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の市の担い手の育成につながる未来への投資であり、社会全体で取り組むことが重要です。

市では、第四次、第五次羽村市長期総合計画の基本理念である「自立と連携」をふまえて、「子育てや 子どもの育ちを あたたかく支えるまち はむら」を基本理念として、子どもや子育て家庭を支えるための各種施策を推進してきました。安心して子どもを産み育てることができ、全ての子どもの健やかな育ちを実現するためには、これからも、行政や地域社会をはじめ社会全体であたたかく支え合っていく必要があります。そこで、第1期計画の基本理念を本計画の基本理念として継承します。

基本理念

子育てや 子どもの育ちを
あたたかく支えるまち はむら

2 基本目標

基本理念である「子育てや 子どもの育ちを あたたく支えるまち はむら」を踏まえ、本計画を推進するため、次の6つの基本目標を柱として、施策を展開していきます。

基本目標	目標の内容
1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	母親や乳幼児等の健康の確保と増進及び親の育児不安の解消等を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、保健、医療、福祉及び教育の分野の連携を図り、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に努めます。
2 地域における子育ての支援の充実	身近な地域で、安心して子育てができるよう、相談機能の充実や地域の子育て環境の整備、子育て支援のためのネットワークの活用などにより、全ての子育て家庭を地域全体で支援していきます。
3 就学前の子どもの教育・保育の充実	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から発達段階に応じた就学前の子どもの教育・保育が適切に提供されるよう、計画的な提供体制の確保と質的向上に努めるとともに、多様な保育事業の充実を図ります。
4 就学期からの子どもの成長段階に応じた支援の充実	就学期の子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができ、安全・安心に過ごせる環境を整備していきます。また、家庭だけでなく地域の子育て力を高め、一人ひとりの子ども・若者の健やかな成長を支援していきます。
5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援の充実	ひとり親家庭の子どもや障害のある子ども、虐待や貧困など、配慮が必要な子ども・若者の健全な育成や自立支援を図るため、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな福祉サービスの提供と教育環境の整備並びに自立支援に資する取組みを推進します。
6 仕事と生活の調和のための環境整備	仕事と生活の調和や男女共同参画についての理解が促進し、仕事と家庭の両立ができるよう、事業主や労働者、市民への広報、啓発に努めるとともに、多様な働き方に対応した子育て支援施策の充実を図ります。

第4章 施策の体系と具体的な展開

第4章 施策の体系と具体的な展開

1 施策の体系

基本理念 子育てや 子どもの育ちを あたたく支えるまち はむら	基本目標	施策の方向
	1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援 (P34~46)	(1) 妊娠・出産に関する支援の充実 (2) 子どもや母親のための保健事業の充実 (3) 子どもの健康の確保・増進 (4) 医療体制の確保・充実 (5) 子育ての経済的負担の軽減
	2 地域における子育て支援の充実 (P47~52)	(1) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実 (2) 子育て支援のネットワークの活用
	3 就学前の子どもの教育・保育の充実 (P53~59)	(1) 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保と充実 (2) 多様なニーズに対応した保育サービスの実施 (3) 乳幼児期から就学期への移行支援
	4 就学期からの子どもの成長段階に応じた支援の充実 (P60~68)	(1) 子育て力の向上 (2) 子どもたちの生きる力の育成 (3) 放課後の居場所づくり (4) 子どもの健全育成
	5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援の充実 (P69~83)	(1) 子どもの権利の尊重 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 (3) 子どもの発達支援体制の充実 (4) 障害のある子どもへの支援の充実 (5) 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家庭への支援の充実
	6 仕事と生活の調和のための環境整備 (P84~88)	(1) 仕事と子育ての両立支援 (2) 安心して外出できる環境の整備

2 施策の具体的な展開

【基本目標1】 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

少子化の進行や晩婚化・晩産化、核家族化、共働き世帯の増加など、子育て家庭を取り巻く環境の変化により、妊娠・出産期から子育て期に渡る母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応し、保健師等が専門的な見地から相談支援などを実施する切れ目のない支援体制の構築と支援の提供が求められています。

市では、母子保健の主要な取組みを提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画「健やか親子21（第2次）」を踏まえ、各種母子保健事業を展開するとともに、子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業を行う子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産期から子育て期までの様々なニーズに対して、切れ目のない総合的相談支援を実施しています。子育て世代包括支援センターには、切れ目のない総合的相談支援をより効果的なものとするため、子ども家庭支援センターを包含しています。

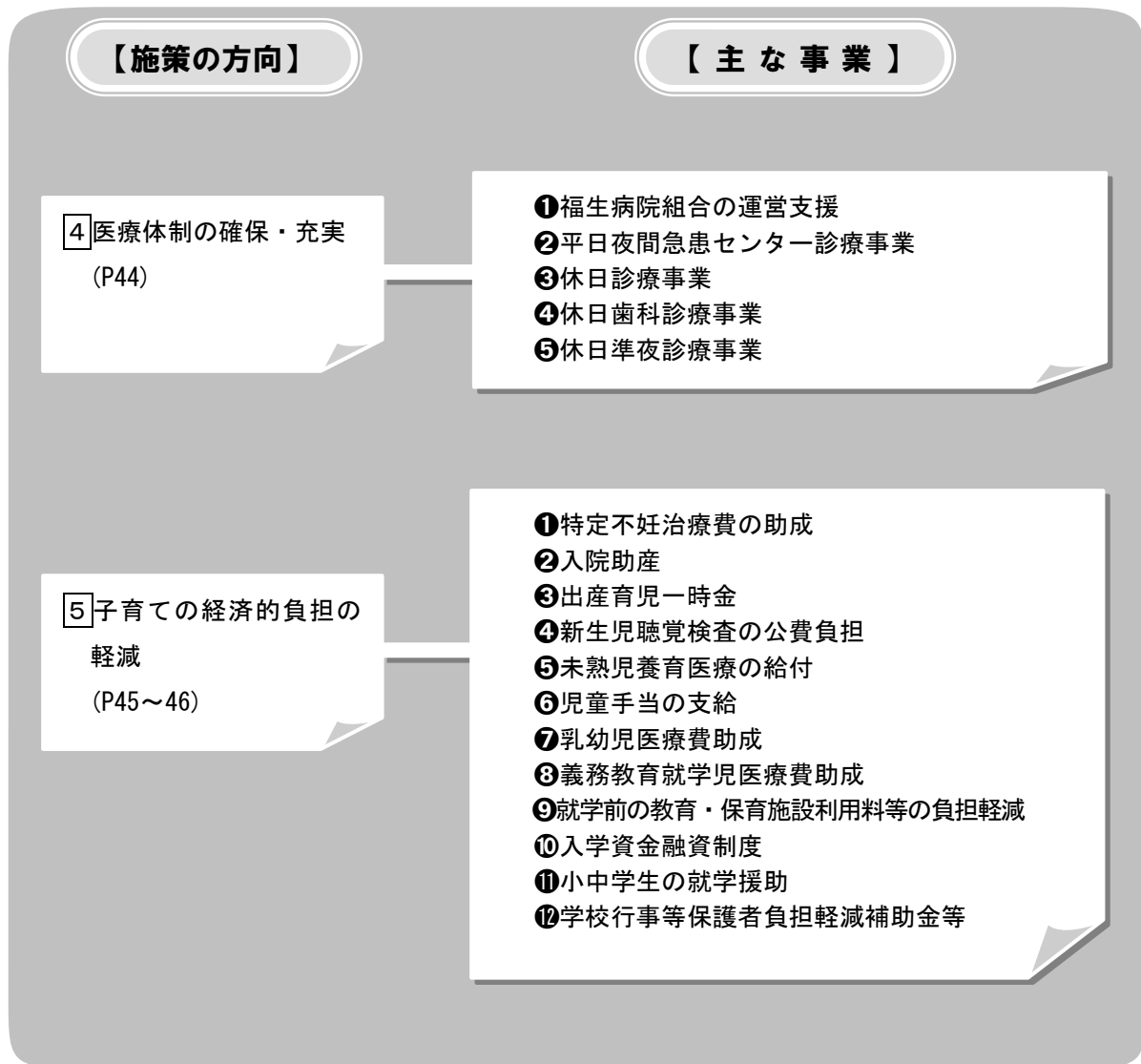
市が平成30年度に実施したアンケート調査（羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査）の就学前児童調査の結果では、子育てに関して悩み、気になることの上位に「病気や発育・発達に関すること」、「食事や栄養に関すること」が挙げられており、個々の母子の状況に応じた情報提供、相談支援等、様々な母子保健事業を通じた支援が必要です。また、子育てをする上で希望するサポートでは、「子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること」が最も多くなっていますが、子育て世代包括支援センターの周知度は60.5%であることから、より一層の周知に努めていく必要があります。

今後の方向性としては、母親や乳幼児等の健康の確保と増進、及び親の育児不安の解消等を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、保健、医療、福祉及び教育の分野の連携を強化し、様々なニーズに的確に対応したサービスのより一層の充実に努めるとともに、積極的な情報発信に努めていきます。

■ 施策の方向と主な事業



☆（星印）は、子ども・子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業



☆（星印）は、子ども・子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

1 妊娠・出産に関する支援の充実

◇主な事業◇

①母子健康手帳

妊娠中から母子に関する保健指導、健康診査や予防接種の記録ができるよう、母子健康手帳を配布します。配布の際には、手帳の活用や今後利用できる母子保健サービスについて周知します。

また、若年・高齢妊婦など個々のケースに応じて保健師が面接や訪問をし、適切な支援をしていきます。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

②父親ハンドブック

母体の心身の変化や子どもの成長と、その時々父親としての役割や、子育てに必要な知識を幅広く掲載している父親ハンドブックを母子健康手帳とともに配布し、妊娠を機に父親が子育てに参画するきっかけとなるよう啓発に努めます。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

☆③妊婦健康診査（量の見込みと確保方策はP98参照）

妊娠中の胎児が順調に育つため、また、妊婦の疾病や異常を早期発見し、早期治療につなげるため、妊婦健康診査を実施します。

【担当課】	健康課	【関係課】	子育て相談課
-------	-----	-------	--------

④妊婦歯科健康診査

妊娠中は身体的変化や生活環境の変化等により、歯科疾患が増加する傾向にあります。また、産後は育児等で受診が困難なため疾患が放置されやすい傾向にあることから、妊娠中に歯科疾患の予防や治療の動機付けを行い、歯科保健意識の向上を図ります。

【担当課】	健康課
-------	-----

⑤母親学級・両親学級

妊娠、出産、育児に主体的に臨むことができるよう正しい知識の習得機会を提供し、妊娠中の不安の解消を図るとともに、孤立しがちな母親同士が地域で情報交換や相談し合える仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

また、男性に育児についての学習や体験の機会を提供することにより、夫婦が協力して育児ができるよう男性の参加を促進します。

【担当課】	子育て相談課
--------------	--------

⑥妊産婦訪問指導

保健師や助産師が家庭を訪問し、妊産婦の健康状態、生活環境、疾病予防など妊娠中や産後に必要な事項及び、マタニティブルーや産後うつなど精神面の不安定さについて、適切な指導を行います。

また、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を除き、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援します。

【担当課】	健康課	【関係課】	子育て相談課
--------------	-----	--------------	--------

☆⑦乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導（量の見込みと確保方策はP96参照）

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行うとともに、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。

また、支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて未熟児訪問指導、産後ケア事業、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。

【担当課】	子育て相談課	【関係課】	健康課
--------------	--------	--------------	-----

⑧未熟児訪問指導

未熟児に対し養育上必要があると認めた場合は、保健師が家庭を訪問し、未熟児の状況や家庭環境に応じた適切な養育指導を行い、未熟児の発育・発達を促します。

【担当課】	健康課
--------------	-----

⑨産後ケア事業

産後に家族などからの十分な援助が受けられず、心身のケアや育児のサポート等を必要とする母子に対して、安心して子育てができるよう経験豊富な助産師や助産所等で、支援します。

助産師が居宅を訪問する「アウトリーチ型」、助産院等に通所する「デイサービス型」、利用者が宿泊してサポートを受ける「宿泊型」があり、実情にあわせて実施していきます。

【担当課】	子育て相談課
--------------	--------

☆⑩養育支援訪問事業（量の見込みと確保方策はP96参照）

家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。

【担当課】	子育て相談課
--------------	--------

2 子どもや母親のための保健事業の充実

◇主な事業◇

①産婦健康診査

妊娠高血圧症候群等の後遺症を早期に発見し、適切な治療につなげることを目的として、3～4か月児健康診査時に血圧測定や尿検査を実施します。

また、心身の不調について相談に応じ、必要がある場合には、専門医療機関での受診を勧奨します。

【担当課】	健康課
-------	-----

②乳幼児健康診査

乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生日防の観点から、育児不安を抱える親や発達の遅れが心配される子ども等に対し、継続した支援を行っていきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

③予防接種

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、BCG、麻しん・風疹混合など各種予防接種を勧奨するとともに、接種する時期や接種間隔などの予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

【担当課】	健康課
-------	-----

④乳幼児経過観察健康診査

乳幼児健康診査や相談などから精密健康診査を要する程ではないが、健康上の課題があり、経過観察が必要と判断された乳幼児について、小児科医による診察や、保健師、管理栄養士による個別相談を行うことにより、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

⑤乳幼児発達健康診査

乳幼児健康診査や相談などから、運動発達遅滞、精神発達遅滞、発達障害等の問題が疑われ、発達面での経過観察が必要と判断された乳幼児について、保護者の不安の軽減を図り、必要に応じて専門医療機関等の紹介を行うため、保健師等による個別相談を実施します。

【担当課】	健康課
-------	-----

⑥精密健康診査

妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の結果、診断の確定のため精密な検査が必要と判断された方に対し、疾病や異常の早期発見・早期治療を図るため、専門的な診断のできる医療機関等において検査を受けることができるよう受診票を交付します。

【担当課】	健康課
-------	-----

⑦幼児期における歯科健康診査等

生涯を通じて健康な歯を保つために、その基礎となる幼児期からのむし歯を予防し、歯科保健に関する生活習慣の定着を図るため、1歳6か月、2歳、3歳児の歯科健康診査を行うとともに、保健指導や個別相談を行います。

また、3歳から小学校3年生までの子どもを対象にフッ素イオン導入を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

⑧1歳6か月児及び3歳児経過観察健康診査（心理相談）

1歳6か月児及び3歳児健康診査や相談などから心理面で経過観察が必要と判断された幼児について、定期的に心理相談員が面接し、健康面や情緒面に関する相談を実施します。

【担当課】	健康課
-------	-----

⑨育児相談

身長・体重測定による乳幼児の発育・発達の確認及び希望者に対する保育、栄養、授乳、歯科の相談を行うことで、子育てに関する疑問や不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。相談内容によっては他の相談につなげたり、医療機関や関係機関の紹介を行います。

また、多くの親子が参加していることから、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

3 子どもの健康の確保・増進

◇主な事業◇

①ひよこサロン（離乳食スタート教室）

離乳食をそろそろ始める4～5か月児の保護者を対象に、離乳食を始めるタイミングや作り方などを学習するための講習や、調理実習を行うとともに、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

②もぐもぐ教室（生後7か月以降の離乳食教室）

赤ちゃんに合った食べ物の固さや大きさ、種類の増やし方、簡単なメニューなど、生後7か月以降の離乳食の進め方について講習を行うとともに、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

③乳幼児期における食育の推進

各種乳幼児健康診査や育児相談等において、管理栄養士による相談及び健康教育を実施し、望ましい食生活に関する情報提供に努めます。

保育園等では、食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣の確立に努めます。

【担当課】	健康課	【関係課】	子育て支援課
-------	-----	-------	--------

④みんなで楽しむ子育て講座

男性の家事・育児参画を推進することを目的に、親子の遊びや調理実習、健康や男女共同参画のミニ講座を行います。親子の触れ合いの場を提供するとともに、家族の健康づくりに役立つ知識と実践法の普及啓発を図ります。

【担当課】	企画政策課・健康課・子育て相談課
-------	------------------

⑤学校給食等を生かした食育の推進

小中学校では、学校給食を通して、給食センターの栄養教諭や食育リーダーを活用し食育の指導を行うことで、心身の健全育成に努めます。

また、地場産の農産物を使用するなど、地産地消に努めるよう給食組合に働きかけていきます。

【担当課】	学校教育課
-------	-------

⑥稲作体験

小学校では、「羽村学（郷土学習）」の指導内容として、また、青少年対策地区委員会では、青少年健全育成の事業の一環として、子どもたちを対象に稲作体験を行い、自らが耕作、収穫したお米を食べることで、食への理解を深めます。

【担当課】	学校教育課	【関係課】	産業振興課・児童青少年課
-------	-------	-------	--------------

4 医療体制の確保・充実

◇主な事業◇

①福生病院組合の運営支援

地域の中核病院として健全に運営していけるよう、構成市として支援を行うとともに、救急医療の充実について働きかけを行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

②平日夜間急患センター診療事業

平日（月曜日～土曜日）夜間の子どもを含めた急病患者に対応するため、平日夜間急患センターにおいて診療を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

③休日診療事業

休日の日中の子どもを含めた急病患者に対応するため、市内の医療機関において診療を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

④休日歯科診療事業

休日の日中の子どもを含めた歯科応急患者に対応するため、市内の歯科医療機関において診療を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

⑤休日準夜診療事業

休日夜間の子どもを含めた急病患者に対応するため、福生市・瑞穂町と輪番制で診療を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

5 子育ての経済的負担の軽減

◇主な事業◇

① 特定不妊治療費の助成

特定不妊治療を受けた夫婦で、東京都特定不妊治療に係る医療費の助成の決定を受けている方に対し、経済的負担の軽減、少子化対策及び次世代育成の推進を図るため、特定不妊治療に係る治療費の一部を助成します。

【担当課】	健康課
-------	-----

② 入院助産

出産にあたって、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院又は助産所に入院できない妊産婦の方を対象に、その費用を助成します。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

③ 出産育児一時金

国民健康保険に加入している方の出産に要した費用の一部を、出産育児一時金として支給します。

また、一時的な経済的負担を軽減するため、医療機関等に直接出産育児一時金を支払う直接支払制度を推進します。

【担当課】	市民課
-------	-----

④ 新生児聴覚検査の公費負担

すべての新生児が聴覚検査を受けられるよう、検査費用の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、先天性の聴覚障害を早期に発見し、音声言語発達の影響を最小限に抑えます。

【担当課】	健康課
-------	-----

⑤ 未熟児養育医療の給付

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた満1歳未満の乳児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

⑥ 児童手当の支給

子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、義務教育就学修了（0歳～15歳）までの児童を対象に手当を支給します。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

⑦乳幼児医療費助成

子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、就学前の乳幼児を対象とした医療費助成を行います。	
【担当課】	子育て支援課

⑧義務教育就学児医療費助成

子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、小学生及び中学生を対象とした医療費助成を行います。	
【担当課】	子育て支援課

⑨就学前の教育・保育施設利用料等の負担軽減

<p>幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、利用者が実費負担することとなる費用について、施設類型に応じた負担軽減を図ります。また、多子世帯及び一定の所得以下の世帯に対しては、副食費の補足給付を行います。</p> <p>保育を提供する施設（認可保育園、認定こども園（保育認定）等） …… 主食費を免除</p> <p>教育を提供する施設（幼稚園、認定こども園（教育認定）等） …… 東京都の保護者負担軽減補助に市独自で上乗せ</p>	
【担当課】	子育て支援課

⑩入学資金融資制度

高等学校等に入学する児童等の保護者を対象として、入学の際に要する資金の調達が困難な場合に、入学資金等の融資を市内の金融機関にあっせんし、その融資に対する利子等を全額補助します。	
【担当課】	生涯学習総務課

⑪小中学生の就学援助

保護者の経済的負担の軽減を図るため、経済的な理由で教育費の支出が困難な保護者に対し、所得に応じて学用品費、給食費や郊外活動費など就学に必要な経費を交付します。	
【担当課】	学校教育課

⑫学校行事等保護者負担軽減補助金等

保護者の経済的負担の軽減を図るため、移動教室、修学旅行や部活動等の学校行事に要する経費や教材費の一部を補助します。	
【担当課】	学校教育課

【基本目標2】**地域における子育て支援の充実**

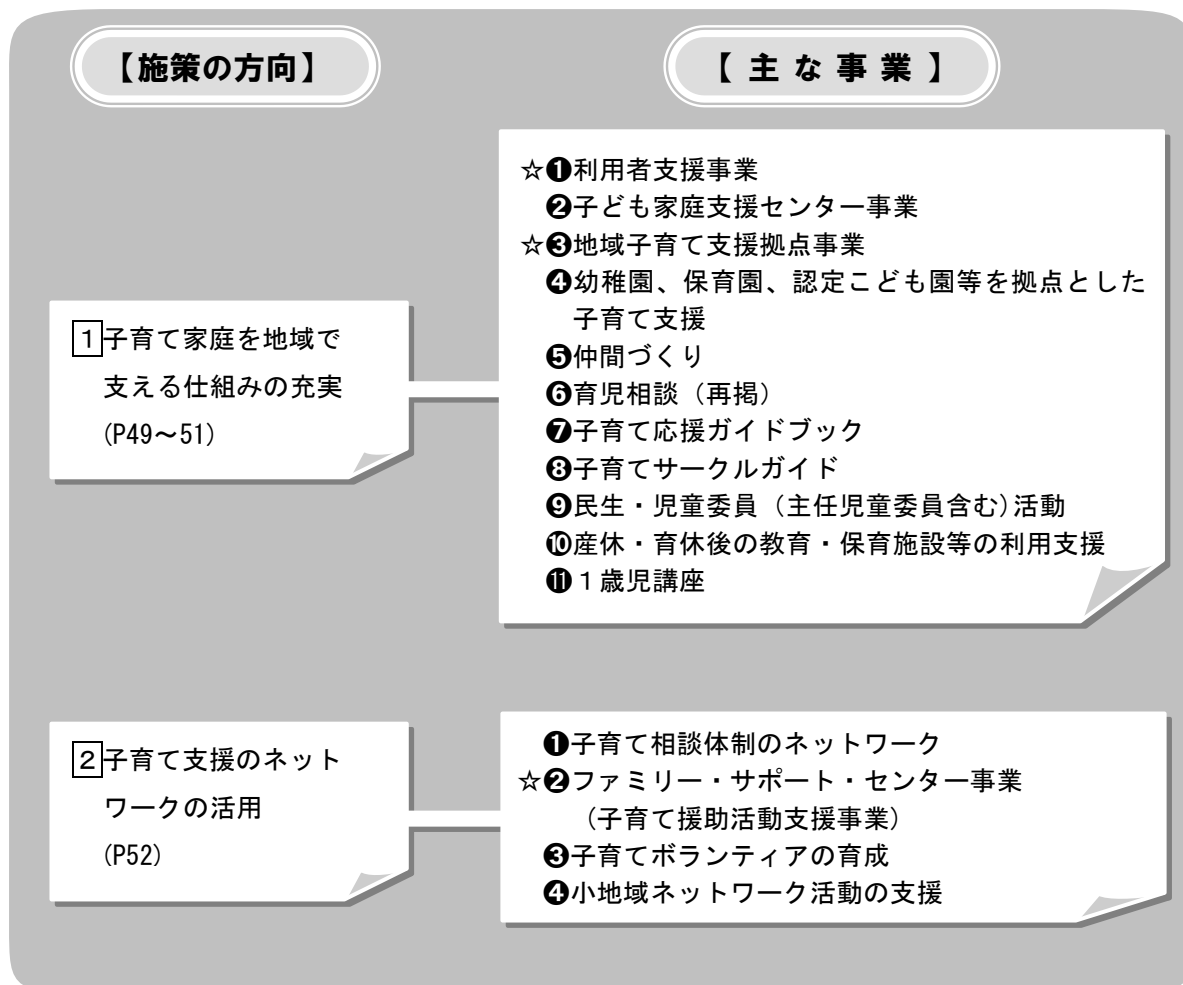
核家族化の進行や地域の繋がり希薄化等により、日々の子育てに関する助言や支援を受けることが困難となり、子育ての孤立化が起こりやすい状況となっています。こうした中、就労の有無や家庭の状況にかかわらず、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人が多いと言われています。

市では、子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センターによる相談や支援などの様々な取組みを通じて、きめ細やかな相談体制を構築するとともに、児童相談所などの関係機関や、保育園や幼稚園、民生・児童委員、子育てボランティアなど地域の多様な主体とのネットワークによる子育て家庭への支援を推進してきました。

市が平成30年度に実施したアンケート調査（羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査）の結果では、就学前の子どもの保護者の50%近くが、子育てに対する不安感や負担感を感じています。また、子育てをする上で希望するサポートでは、「親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり」、「親同士が知り合う機会づくり」、「親子でお昼ごはんやおやつを食べられるような場所づくり」の回答が多く見られる一方、市が民間保育園に委託実施している地域子育て支援拠点事業の利用者は少ない状況にあることから、就労する母親の増加や、その他の社会情勢の変化に合わせた拠点のあり方について、今後検討していく必要があります。

今後の方向性としては、すべての子育て家庭が、身近な地域で安心して子育てができるよう、地域の子育て環境の整備、子育て支援の担い手の育成、子育て支援のためのネットワークの活用など、地域全体で支援していく体制の充実を図っていきます。

■施策の方向と主な事業



☆（星印）は、子ども・子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

1 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

◇主な事業◇

☆①利用者支援事業（量の見込みと確保方策はP94参照）

子ども及びその保護者等を対象に、就学前の子どもの教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整等を実施し、適切な施設・事業等を選択し円滑に利用できるよう支援する事業です。

利用者支援事業のうち、「特定型」と「母子保健型」を組み合わせ、「子育て世代包括支援センター 羽っぴー」として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供していきます。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

②子ども家庭支援センター事業

市における子どもと家庭支援の中核機関として、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて各種情報提供や関係機関と連携を取りながら支援するほか、児童虐待の未然防止・早期発見や早期対応を図るなど、積極的な取り組みを行います。

また、子育て支援サークルやボランティアの育成など、子どもが育つ環境の整備に努めます。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

☆③地域子育て支援拠点事業（量の見込みと確保方策はP96参照）

地域での子育て支援の拠点として、認可保育園2園（週5日開設、一般型）、児童館3館（週3日開設、連携型）において、子育て中の保護者の交流や親子の仲間づくりの場のほか、子育てサークルの育成・支援、子育て相談、子育て関連の情報提供を行うとともに、子育てに関する講座などを開催します。

また、市内3か所の児童館では、保護者の交流を図るため、月1回テーマに沿って情報交換を行う「おしゃべり場」を開催します。

【担当課】	子育て相談課	【関係課】	児童青少年課
-------	--------	-------	--------

④幼稚園、保育園、認定こども園等を拠点とした子育て支援

子育ての相談や情報提供、園庭開放による地域との交流など、地域の子育て家庭への支援を行います。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

⑤仲間づくり

母親学級・両親学級や離乳食教室、おしゃべり場などを通じて、子育て中の親が孤立せず、情報交換や仲間づくりができるよう支援します。	
【担当課】	健康課・子育て相談課

⑥育児相談（再掲）

身長・体重測定による乳幼児の発育・発達の確認及び希望者に対する保育、栄養、授乳、歯科の相談を行うことで、子育てに関する疑問や不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。相談内容によっては他の相談につなげたり、医療機関や関係機関の紹介を行います。 また、多くの親子が参加していることから、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	
【担当課】	健康課

⑦子育て応援ガイドブック

子育てに関する各種サービス情報等をわかりやすくまとめたガイドブックを作成し、子育て中の保護者などが有効活用できるよう、配布します。	
【担当課】	子育て相談課

⑧子育てサークルガイド

市内幼稚園、保育園等のサークル活動のほか、市民団体が乳幼児を対象に行っているサークル活動の内容を掲載したガイドブックを作成し、子育て中の保護者などが仲間づくり等に役立てられるよう、配布します。	
【担当課】	子育て相談課

⑨民生・児童委員（主任児童委員含む）活動

地域に密着した福祉活動を行う民生・児童委員と連携して、子育てで悩んでいる方などに相談を受けられる関係機関を紹介するなどの情報提供を行います。	
【担当課】	社会福祉課

⑩産休・育休後の教育・保育施設等の利用支援

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に就学前の子どもの教育・保育施設、地域型保育事業等を利用できるよう、情報提供や相談等の支援を行います。	
【担当課】	子育て支援課

① 1歳児講座

1歳を迎えた子どもと保護者を対象に、1歳児の特徴や卒乳・食事のお話、遊び方についての紹介を行います。

保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

2 子育て支援のネットワークの活用

◇主な事業◇

①子育て相談体制のネットワーク

子どもと家庭に関する相談窓口となる幼稚園、保育園等や、各関係部署、関係機関相互の連携をより一層強化するとともに、子ども家庭支援センターを中心としたネットワークを活用し、子どもと家庭に関するあらゆる相談に対応します。

また、要保護児童対策地域協議会研修を開催するとともに、個別のケースに応じて、子ども家庭支援センターと関係機関によるカンファレンスを実施し、連携の必要なケースの情報の共有化を図ります。

【担当課】	子育て相談課	【関係課】	健康課
-------	--------	-------	-----

☆②ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

(量の見込みと確保方策はP98参照)

地域で子育てを支援するため、会員同士が助け合い、保育施設への送迎など育児をサポートするファミリー・サポート・センター事業を推進し、地域の子育ての輪を広げ、地域で子育てを支援する環境づくりを進めます。現在、羽村市社会福祉協議会に委託して実施しています。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

③子育てボランティアの育成

子育てや子どもの育ちを地域ぐるみで支援し、地域の子育て力を高めるため、保育士や保健師などの有資格者や地域で子育て経験を持つ人材を発掘し、子育て中の親にとって身近な相談者や支援者としての役割を担う子育てボランティアの育成に努めます。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

④小地域ネットワーク活動の支援

地域で子育てや子どもの交流を支援し、声かけや見守りができるよう、地域住民が主催する子育てサロンや交流の場など、社会福祉協議会が主体となって進める「小地域ネットワーク活動」を支援します。

【担当課】	社会福祉課
-------	-------

【基本目標3】 就学前の子どもの教育・保育の充実

平成24年8月に公布された子ども・子育て関連3法に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象に、就学前の子どもの教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図り、子ども・子育て支援を総合的に推進することとなりました。

本市における就学前の子どもの教育・保育は、主に、市内の幼稚園、認可保育園、認定こども園、家庭的保育者及び東京都の認証を受けた認証保育所により提供されています。

市内の幼稚園では、各園がそれぞれ特色のある幼児教育を行っており、保護者の選択により利用されています。また、利用者の半数近くが市外からの利用者となっており、広域的な利用が進んでいます。

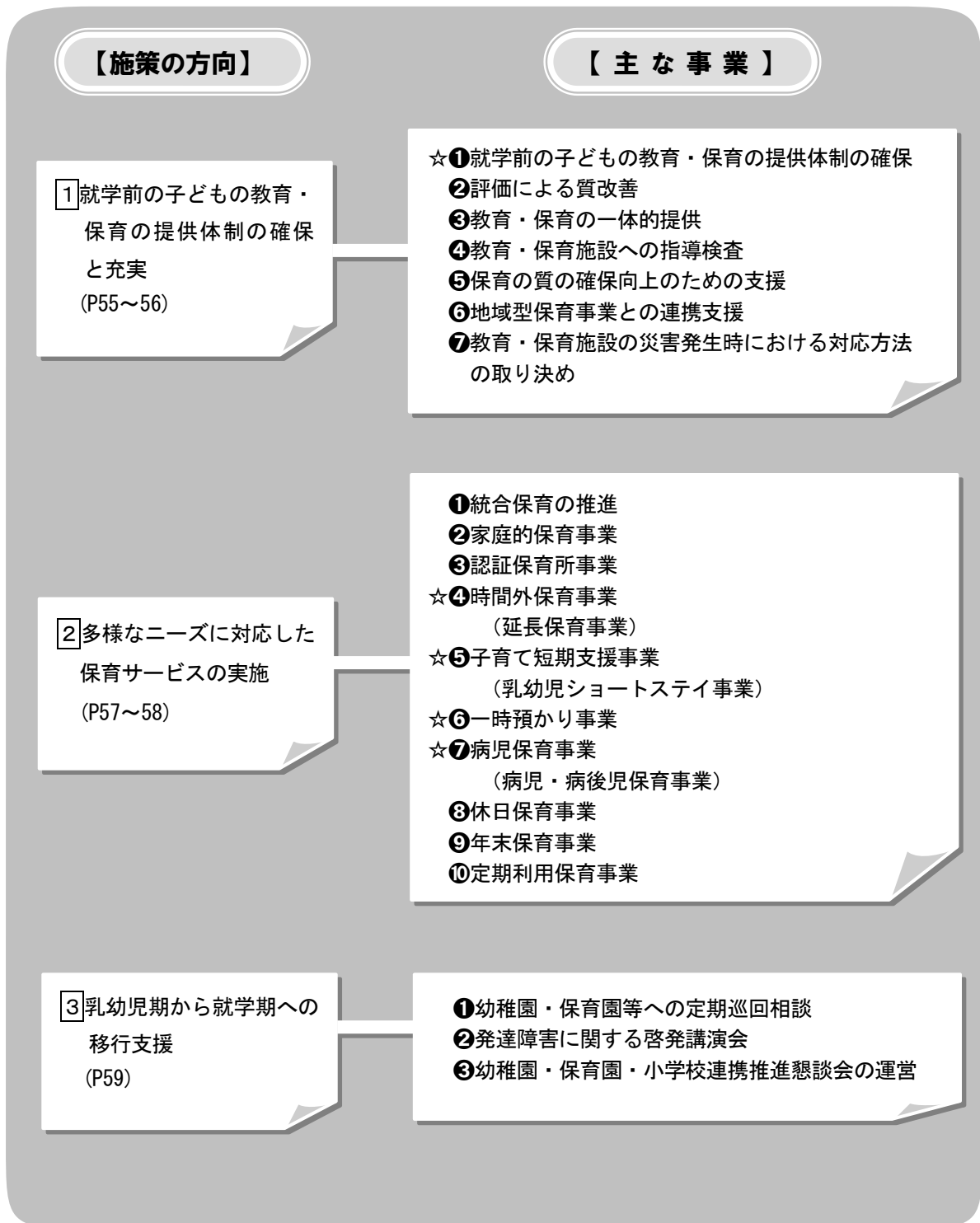
保育については、児童福祉法により、市町村に実施が義務付けられています。市では、民間の認可保育園、認定こども園、家庭的保育者により保育を実施していますが、少子高齢化に伴い子どもの数は減少している中であっても、共働き世帯の増加等により保育需要は年々増加しており、本市においても待機児童が発生している状況にあります。こうした状況に適切に対応するために、市では、民間保育園の園舎建替えに対し財政支援し、その際、需要が多く、待機児童が発生しやすい低年齢児を中心とした定員拡大を図り、保育環境のより一層の充実に取り組むとともに、多様化するニーズに対応するため、様々な保育サービスを実施してきました。

また、乳幼児期から就学期へ円滑に接続するため、幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会・部会による繋がりを意識した取組みを行うことで、幼稚園、保育園、小学校、保護者の交流機会確保、相互理解の促進を図ってきました。

市が平成30年度に実施したアンケート調査（羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査）の結果では、フルタイムで就労する母親の増加に伴い、認可保育園や認定こども園などの定期的な利用が増加している一方、幼稚園の利用は減少しています。特に、1歳児、2歳児の利用が増加しており、これは、育児休業制度の充実により、出産を機に離職するケースが減少していることが要因のひとつとして考えられます。

今後の方向性としては、幼児教育・保育の無償化により幼児教育・保育施設の利用が増加することが見込まれる一方、子どもの数そのものは引き続き減少していくことが考えられることから、将来的な保育需要を的確に見定め、計画的な提供体制を確保・維持するとともに、多様なニーズに的確に対応した保育サービスの充実・見直しを図っていきます。

■施策の方向と主な事業



☆（星印）は、子ども・子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

1 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保と充実

◇主な事業◇

☆①就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保

(量の見込みと確保方策はP92参照)

就学前の子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市内の既存の幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育事業及び東京都の認証保育所事業により提供体制を確保していきます。	
【担当課】	子育て支援課

②評価による質改善

幼稚園、保育園、認定こども園等が、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善に取り組むことができるよう、必要な指導、助言や支援を行います。	
【担当課】	子育て支援課

③教育・保育の一体的提供

幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園について、既存の幼稚園、保育園等からの移行に際し、適切な情報提供や相談への対応などの支援を行います。	
【担当課】	子育て支援課

④教育・保育施設への指導検査

特定教育・保育施設に対し、適正な運営及びサービスの質の確保を図ることを目的に指導検査を行います。			
【担当課】	社会福祉課	【関係課】	子育て支援課

⑤保育の質の確保向上のための支援

保育人材の確保、保育士の業務負担の軽減を図ることにより、保育環境の充実、保育・幼児教育の質の更なる向上を図ります。	
【担当課】	子育て支援課

⑥地域型保育事業との連携支援

<p>地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、卒園後も継続して教育・保育が提供されるよう、連携協力先となる幼稚園、保育園、認定こども園を確保しなければならないことから、必要に応じて市が支援します。</p>	
【担当課】	子育て支援課

⑦教育・保育施設の災害発生時における対応方法の取り決め

<p>地震、台風、大雪等の災害発生時における休園の基準、事業継続のための相互応援体制など、事業者と行政が連携・協力して対応方法を取り決めます。</p>			
【担当課】	子育て支援課	【関係課】	防災安全課

2 多様なニーズに対応した保育サービスの実施

◇主な事業◇

①統合保育の推進

障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施するとともに、障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通し、お互いの理解を深めながらともに育っていけるよう、統合保育の推進に努めます。

また、施設に対し、職員のスキルアップのための講座や研修会、先進事例などの情報提供を積極的に行い、各施設における保育の質の更なる向上のための取組みを支援します。

【担当課】	子育て支援課	【関係課】	障害福祉課・健康課・子育て相談課
-------	--------	-------	------------------

②家庭的保育事業

保護者の就労や疾病などにより、保育が必要となる3歳未満の乳幼児を対象に、必要な資格を有する家庭的保育者の自宅等において家庭的な保育を実施します。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

③認証保育所事業

多様化する保育ニーズに対して、民間事業者が行う既存の認証保育所事業を支援します。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

☆④時間外保育事業（延長保育事業）（量の見込みと確保方策はP94参照）

就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、保育認定された時間区分を超えて行う時間外保育について、市内の認可保育園12園、認定こども園1園が実施する事業に助成することにより、必要量を確保していきます。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

☆⑤子育て短期支援事業（乳幼児ショートステイ事業）

（量の見込みと確保方策はP95参照）

保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで、小学校就学前までの子どもを一時的に保育できないときに、原則として7日以内の期間、子どもを預かります。現在、羽村市を含む西多摩地域の4市2町が連携し、同一の内容で、乳児院・児童養護施設に委託して実施しています。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

☆⑥一時預かり事業（量の見込みと確保方策はP97参照）

一時預かり事業には、幼稚園の通常の教育時間の前後などに、保護者の要請等に応じて希望者を対象に預かる保育事業と、保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、緊急又は一時的に保育が必要となる場合に、認可保育園や認定こども園などで預かる保育事業があります。	
【担当課】	子育て支援課

☆⑦病児保育事業（病児・病後児保育事業）（量の見込みと確保方策はP97参照）

<p>子どもが病氣中または病氣の回復期にあつて、集団保育が困難な場合に、保育園、医療機関等に併設された専用スペースで保育を行う事業です。</p> <p>現在、病氣の回復期にある子どもの保育（病後児保育）は、市内認可保育園1園で、病氣中の子どもの保育（病児保育）は、医療機関併設の専用スペース1か所で実施しています。</p>	
【担当課】	子育て支援課

⑧休日保育事業

認可保育園等を利用している子どもの保護者が、日曜日及び祝日に就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。	
【担当課】	子育て支援課

⑨年末保育事業

12月29日、30日に保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。	
【担当課】	子育て支援課

⑩定期利用保育事業

パートタイム勤務、短時間労働など、保護者の様々な就労形態に伴う保育需要に対応するため、一定程度継続的な保育を実施します。	
【担当課】	子育て支援課

3 乳幼児期から就学期への移行支援

◇主な事業◇

① 幼稚園・保育園等への定期巡回相談

臨床心理士等の専門職が、幼稚園・保育園等を巡回し、発達障害を含む発達上支援の必要な子どもの支援の手法について、助言や支援を行ない、子どもの個性や成長を促すことを大切にし、継続した切れ目のない発達支援体制を目指します。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

② 発達障害に関する啓発講演会

発達に支援を要する子どもたちが地域で暮らしていくために、その特性や対応の仕方などについて多くの方の理解を深めていけるよう、講演会を実施し、広く普及啓発を行います。

【担当課】	子育て相談課	【関係課】	障害福祉課・健康課・子育て支援課・学校教育課・教育支援課・教育相談室
-------	--------	-------	------------------------------------

③ 幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会の運営

幼稚園・保育園と小学校の円滑な接続のため、連携推進懇談会による子どもたちを取り巻く現状把握、情報交換を行うとともに、相互の交流機会の促進を図るなど、つながりを意識した取組みを行います。

【担当課】	子育て支援課	【関係課】	子育て相談課・学校教育課・教育支援課
-------	--------	-------	--------------------

【基本目標4】 就学期からの子どもの成長段階に応じた支援の充実

学童期からは、生きる力を育み、心身の調和のとれた発達を図り、社会を構成する主体として成長していく重要な時期となります。そのため、市では、生涯学習基本条例を制定し、平成29年度から令和3年度までの5年間を計画期間とする生涯学習基本計画後期基本計画に基づき、少年期、青年期の子どもたちを育むための様々な取組みを行っています。

また、共働き世帯の増加や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化等により、家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、すべての子どもを地域社会全体で見守り、育てていくことが必要とされ、子どもや若者の育成を支援するための取組みは、ますます重要となっています。

市では、親子のふれあいを深めるための事業や家庭教育セミナー、親の子育て方向上のための講座など、子どもたちにかかわる家庭や身近な地域の大人のための多様な学習機会を提供しています。

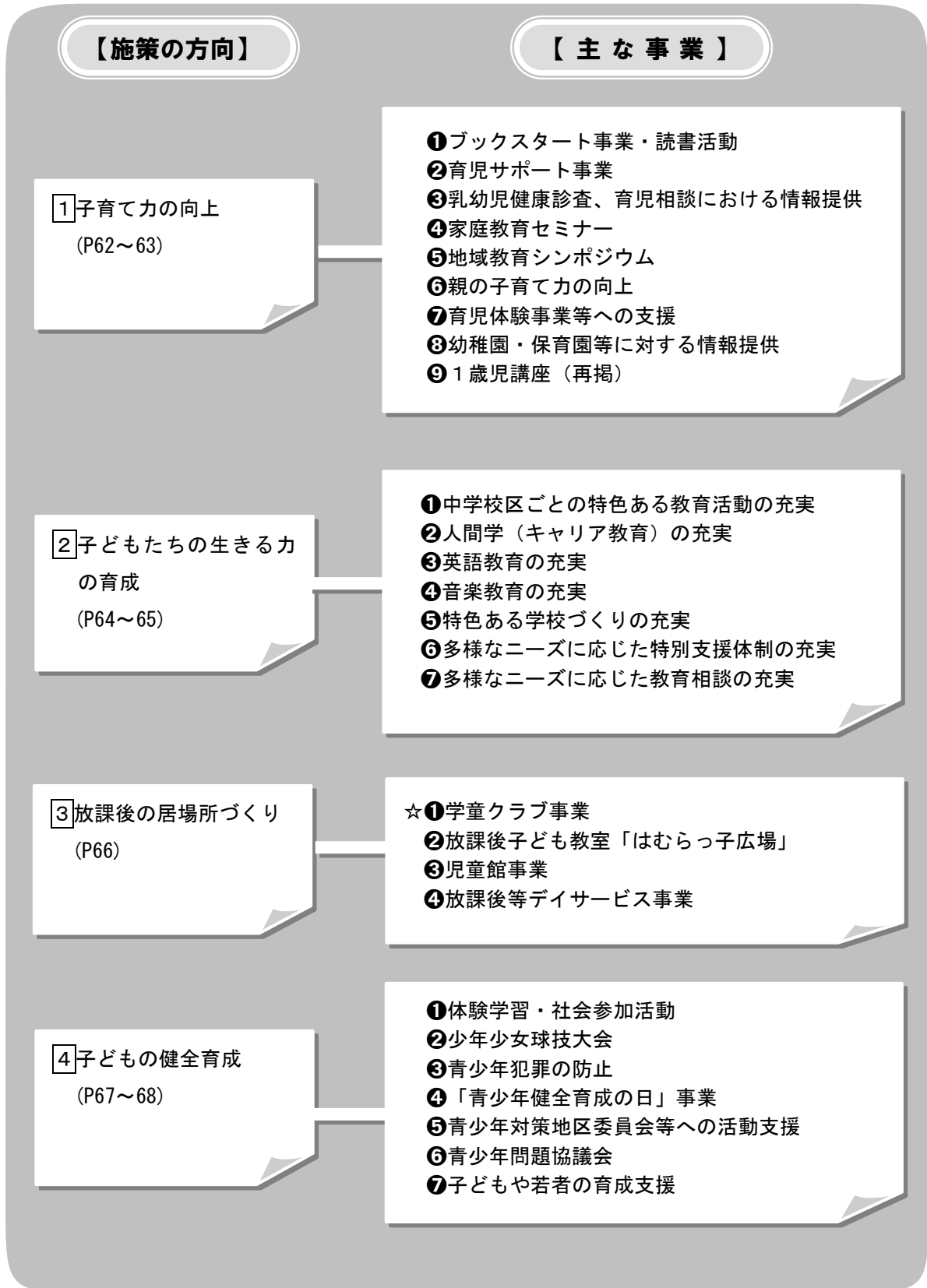
学校教育では、小中一貫教育を学校教育の柱として、基礎的・基本的な学力を身につけるとともに、小学校1年生からの英語教育や人間学（キャリア教育）など市独自の特色ある教育を実施しています。また、児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、多様なニーズに応じた特別支援教育の推進、教育相談体制の充実など、子どもたちの生きる力の育成に努めています。

日中や放課後に、家庭で過ごすことが難しい子どもが増加しており、放課後の子どもたちを見守り、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所を確保する重要性が高まっていることから、市では、学童クラブ、児童館事業を実施するとともに、全小学校において放課後子ども教室を開室するなど、放課後の安心・安全な居場所づくりに努めています。

また、青少年健全育成の日における体験事業、少年少女球技大会、青少年対策地区委員会が行う体験事業などを通じて、青少年が豊かな人間性と社会性を身につけるための支援を行っています。

今後の方向性としては、家庭と地域、学校、市、関係機関が一体となって、家庭と地域の子育て力、子どもたちの生きる力を向上させ、一人ひとりの子ども・若者が、社会の一員として、心豊かで健やかに成長していけるよう支援していきます。

■ 施策の方向と主な事業



☆（星印）は、子ども・子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

1 子育て力の向上

◇主な事業◇

①ブックスタート事業・読書活動

乳児健康診査時を「乳児が初めて絵本と出会う機会の場」と位置付け絵本を配布します。また、BCG接種時に、絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深められるよう保護者向けに絵本の読み聞かせ指導、図書館の利用方法、絵本の紹介などを行い、読書活動の啓発を図ります。

なお、児童館におけるひろば事業などの機会にも、絵本に関する情報提供・周知を図っていきます。

【担当課】	図書館	【関係課】	健康課
-------	-----	-------	-----

②育児サポート事業

育児に不安を感じている乳児期の子どもの母親を対象に、育児や子どもとの関わり方・遊び方の紹介など、母親同士の話し合いによるグループ活動を実施します。

また、参加者同士の交流の場や仲間づくりの場として活用できるよう支援していきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

③乳幼児健康診査、育児相談における情報提供

各種乳幼児健康診査や育児相談を通して、乳幼児期の子どもの成長にかかわる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する情報提供に努めます。

【担当課】	健康課
-------	-----

④家庭教育セミナー

家庭や地域の教育力の向上を図るため、各小中学校のPTAとの共催による家庭教育セミナーを開催します。

【担当課】	生涯学習総務課
-------	---------

⑤地域教育シンポジウム

子どもと大人の率直な意見交換の機会を通じて、地域ぐるみで子どもを育てていくため、教育委員会と青少年対策地区委員会や青少年育成委員会、小中学校PTA、小中学校副校長会等による実行委員会が共催して地域教育シンポジウムを開催します。

【担当課】	生涯学習総務課	【関係課】	児童青少年課
-------	---------	-------	--------

⑥親の子育て力の向上

子育て中の保護者に対し、子育てに関するスキルを養ったり、仲間づくりを通じて、親の子育て力の向上を図るために、親教育支援プログラムの講座を市内保育園と連携して開催し、地域の子育て力向上に取り組めます。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

⑦育児体験事業等への支援

中学生や高校生等が幼稚園や保育園等における育児体験をする際に、実施場所の提供等の支援を行います。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

⑧幼稚園・保育園等に対する情報提供

幼稚園・保育園等に対し、家庭における適切な親子関係の構築、しつけや教育など関係機関が行う研修会等の情報提供を行います。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

⑨1歳児講座（再掲）

1歳を迎えた子どもと保護者を対象に、1歳児の特徴や卒乳・食事のお話、遊び方についての紹介を行います。

保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

2 子どもたちの生きる力の育成

◇主な事業◇

① 中学校区ごとの特色ある教育活動の充実

小・小連携と小・中の滑らかな接続を図るため、中学校教員による小学校の授業への乗り入れ授業、小学校同士の合同授業や宿泊行事等の合同開催、家庭学習の共通した取組みなど、中学校区に応じた連携の工夫と充実を図ります。また、小・中学校教員の交流や情報交換などの合同研修会を充実します。

【担当課】	学校教育課
-------	-------

② 人間学（キャリア教育）の充実

キャリア教育を基盤にした縦断的・横断的学習を通して、学ぶことや働くことに対する考え方を身につけ、自らの生き方について主体的に取り組み、実践しようとする態度を育てることを目標に、職場体験学習などに取り組みます。

【担当課】	学校教育課
-------	-------

③ 英語教育の充実

令和2年度の学習指導要領改訂に伴い小学校5、6年生では英語が教科化され、「聞くこと」「話すこと」に「読むこと」「書くこと」が加わり今後、成績評価を行うこととなります。

市では、小学校英語教科化に向けた先行的な取組を推進するとともに、羽村市の特色ある教育活動として、小学校1年生からのALT（外国語指導助手）の活用等を図ります。

【担当課】	学校教育課
-------	-------

④ 音楽教育の充実

豊かな感性や情操を育み、生涯を通じて音楽に触れあうことを推進するため、小・中学校全校での金管バンド、ブラスバンドなどの音楽活動のほか、オーケストラ鑑賞教室や小中学生音楽フェスティバルなどを実施します。

【担当課】	学校教育課
-------	-------

⑤ 特色ある学校づくりの充実

子どもや地域の特性を生かした教育活動を展開するための「特色ある学校づくり交付金」を活用した教育活動の充実と活性化を図ります

【担当課】	学校教育課
-------	-------

⑥多様なニーズに応じた特別支援体制の充実

<p>適切な就学・転学相談等及び教員の専門性の向上を図る研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置活用し、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への適切な支援体制の充実を図ります。また、小・中学校の特別支援教室を中心とした特別支援教育体制の充実を図り、すべての学校でインクルーシブ教育システムの構築を進めます。</p>			
【担当課】	教育支援課	【関係課】	障害福祉課・健康課・子育て支援課・子育て相談課・学校教育課・教育相談室

⑦多様なニーズに応じた教育相談の充実

<p>スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を起因とした課題等のある保護者や児童・生徒との面接を行うとともに、児童・生徒の情報を学校と共有し、学校内外の関係機関と連携して、児童・生徒の生活環境の改善を図ります。</p> <p>また、学校と家庭の連携推進事業における「家庭と子どもの支援員」を配置し、生活指導上支援の必要がある児童・生徒、保護者に対し、教員の対応ができない時間も支援及び助言を行い、不登校などの問題行動の未然防止や改善につなげていきます。</p>			
【担当課】	教育相談室	【関係課】	子育て相談課・教育支援課

3 放課後の居場所づくり

◇主な事業◇

☆①学童クラブ事業（量の見込みと確保方策はP94参照）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。開設後、長期間経過した施設については、順次、修繕等を行い、生活環境の向上に努めます。

原則として、利用の必要性の高い小学校低学年の子どもの利用を確保します。

また、事業の更なる充実を図るため、学校施設の活用や学年の拡充について、民間活力の導入なども含めて検討していきます。

【担当課】	児童青少年課
-------	--------

②放課後子ども教室「はむらっ子広場」

小学校の校庭や余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全な居場所を確保し、地域住民の参画を得て、学習・スポーツ・文化芸術活動や地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室を、小学校全校で実施します。

【担当課】	児童青少年課
-------	--------

③児童館事業

児童館では、安全で安心な遊びの場として、また、子育て支援の拠点として、子どもを心身ともに健やかに育成するため、大学との連携等による各種事業を充実するほか、施設や設備の改修を進めていきます。

また、事業の更なる充実を図るため、運営方法については、民間活力の導入なども含めて検討していきます。

【担当課】	児童青少年課
-------	--------

④放課後等デイサービス事業

障害のある児童・生徒に対して、放課後や休日に生活向上のための訓練、社会との交流の機会を充実させるため、放課後等デイサービスの利用を支援します。

【担当課】	障害福祉課
-------	-------

4 子どもの健全育成

◇主な事業◇

①体験学習・社会参加活動

広い視野と社会性を持った子どもを育成するため、子ども体験塾や社会参加実践活動等を実施します。

【担当課】 児童青少年課

②少年少女球技大会

心身ともに健やかな子どもたちを育て、地域における異年齢集団の活動を促進することを目的に、青少年対策地区連絡協議会と連携し、ソフトボール及びキックボールによる少年少女球技大会を実施します。

【担当課】 児童青少年課

③青少年犯罪の防止

子どもの健全育成や非行の未然防止を図るため、地域における育成活動や有害図書の追放、市内パトロールなどの環境浄化活動などに取り組んでいる青少年育成委員会活動を推進します。

【担当課】 児童青少年課

④「青少年健全育成の日」事業

関係機関や地域団体の協力を得ながら、地域における子どもの健全育成を促進するため、「青少年健全育成の日」事業の充実を図ります。

【担当課】 児童青少年課 【関係課】 生涯学習センターゆとろぎ

⑤青少年対策地区委員会等への活動支援

子どもたちが豊かな人間性を身につけながら健全に成長できるよう、町内会・自治会育成部や青少年対策地区委員会等の活動を支援します。

【担当課】 児童青少年課

⑥青少年問題協議会

子どもの健全育成や子ども・若者が抱える問題等について、各種青少年関係機関・団体と連携を強化し、情報や問題意識の共有化を図ります。

【担当課】 児童青少年課

⑦子どもや若者の育成支援

若者無業者（ニート）やひきこもりなど、若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫などの課題に対応するとともに、問題を抱える若者やその家庭を支援するため、関係機関が組織横断的に連携し、子ども・若者総合相談センターや子ども・若者支援地域協議会の機能を併せ持った形で、相談会や講演会などを実施します。

【担当課】	児童青少年課	【関係課】	子育て支援課・子育て相談課
-------	--------	-------	---------------

【基本目標5】 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援の充実

すべての子どもは、いかなる状況にあっても等しく尊重され、健やかな育ちが保障されなければなりません。

子どもの基本的人権を国際的に保障するため、平成元年に「児童の権利に関する条約」が国連総会で採択・成立し、日本は、この条約に平成6年に批准しています。

その後、条約批准を背景として、平成12年には、児童虐待の防止や児童の保護等について定めた「児童虐待の防止等に関する法律」が、平成25年には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

また、平成28年6月に公布された改正児童福祉法では、法の理念規定が改正され、条約の精神に則り、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を有すること等が明確化されるとともに、児童の福祉を保障するため、その担い手となる国、都道府県、市町村それぞれの責務が明確化されました。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は毎年増加傾向にあり、児童虐待による死亡事例も高い水準で推移している状況にあります。

市では、子ども家庭支援センターを中心に、児童虐待の未然防止、早期発見の強化に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携強化、情報や認識の共有化を図っています。

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を与え、健やかな成長や発達に大きな影響を及ぼすことから、未然防止、早期発見・対応を図るため、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で連携しながら、児童虐待防止に努める必要があります。

ひとり親家庭は、生活・経済的環境などを背景に、養育や子どもの教育・進学など様々な問題を抱えることが多くなっています。

市では、母子・父子自立支援員を配置し、課題の解決に必要な支援や情報提供を行うとともに、生活支援、就労支援、手当の支給、医療費助成などを実施しています。

厳しい経済・雇用環境の中で安定した家庭生活が維持できるよう、子どもの貧困対策の観点も含め、児童福祉、母子保健、生活保護などの社会福祉、雇用、教育など多岐の分野に渡った支援が必要であることから、関係機関との協力・連携した取組みが必要です。

乳幼児期は、疾病や障害を早期に発見する重要な時期であり、乳幼児健康診査などにより、子どもの発育状況を定期的に確認し、子どもの発達の状況

に応じて、適切な支援や療育を受けることが重要です。

市では、子育て世代包括支援センターに子どもの発達に関する総合相談窓口を設けるとともに、臨床心理士等の専門職員による幼稚園・保育園等への巡回相談、各種健康診査等を実施するなど、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携した切れ目のない発達支援体制の充実を図っています。

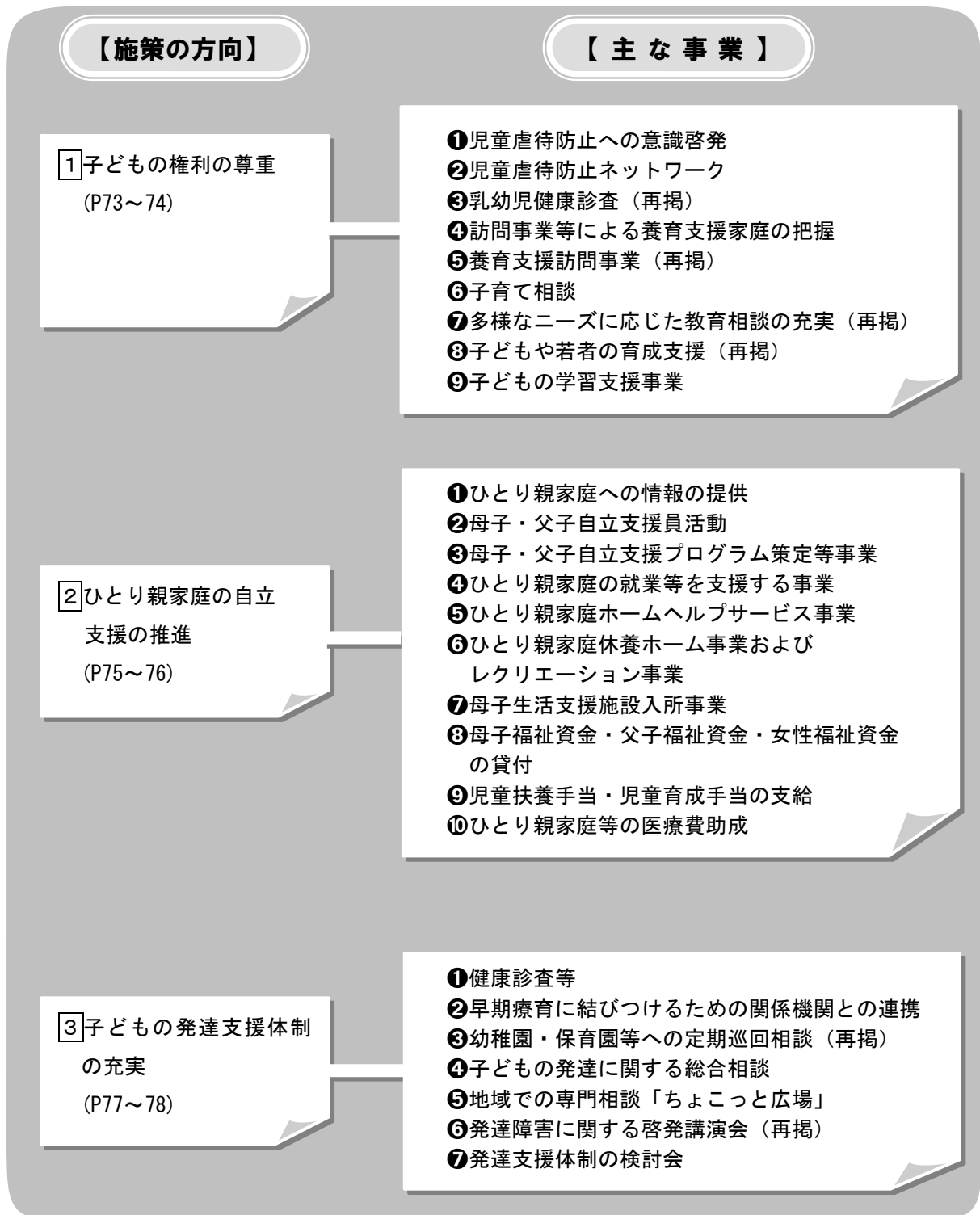
障害のある子どもに関しては、近年、各種法律や制度が大きく変化し、障害福祉サービスや人権擁護に関する法整備が進んでいます。こうした中、児童福祉法の改正により、障害児支援の一層の充実を図るため、市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

この計画を推進するため、障害のある子どもが、ライフステージに応じ、最もふさわしい支援を受けながら、社会を構成する一員として自分らしく成長していけるよう支援を行なっています。

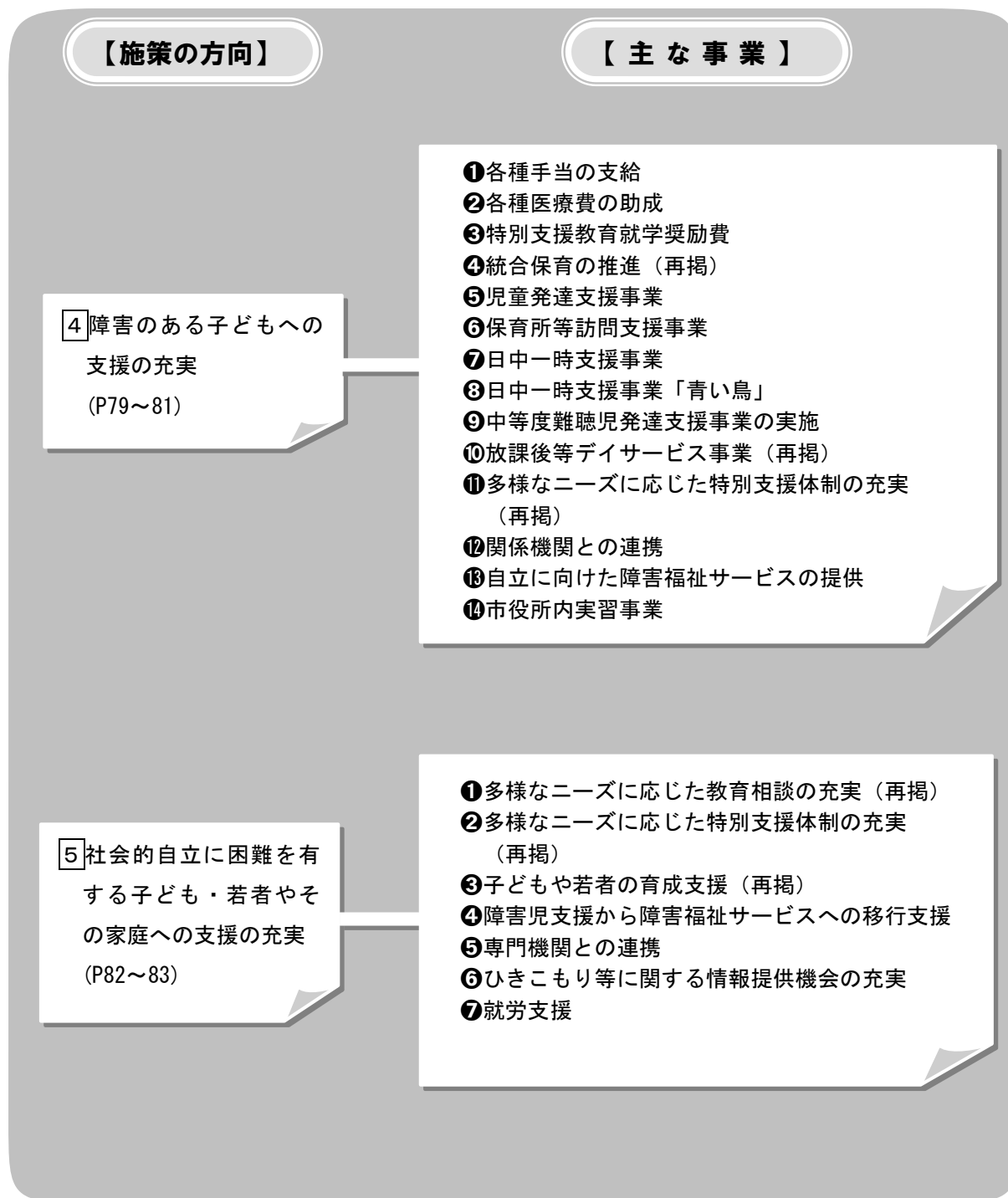
ニートやひきこもり、不登校など、子どもや若者にかかわる問題が深刻化する中、国では、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備し、関係各分野と連携して施策を推進することを目的として、平成22年4月に「子供・若者育成支援推進法」が施行されました。

市では、青少年健全育成事業や体験活動など、子どもや若者が地域の中で豊かな人間性と社会性を身につけるための支援を行っています。子どもや若者を取り巻く環境は時代の流れとともにめまぐるしく変化し、その結果生じる様々な課題に対応できずにいる子どもや若者が増加していることから、すべての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができるよう、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図る必要があります。

■ 施策の方向と主な事業



☆（星印）は、子ども・子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業



☆（星印）は、子ども・子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

1 子どもの権利の尊重

◇主な事業◇

①児童虐待防止への意識啓発

児童虐待を防止するため、子どもと接する機会の多い関係機関に対して市が作成した「児童虐待対応マニュアル」を配布し、市民に対してはリーフレットの配布や、児童虐待防止運動のシンボルマークであるオレンジリボンを周知するなど、児童虐待防止への意識の啓発を図ります。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

②児童虐待防止ネットワーク

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や要保護児童の適切な保護、要支援児童の適切な支援を図るため、有識者、保健・福祉・教育関係機関等からなる「羽村市要保護児童対策地域協議会」を定期的開催し、情報や認識の共有化及び専門性と連携の強化を図ります。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

③乳幼児健康診査（再掲）

乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点から、育児不安を抱える親や発達の遅れが心配される子ども等に対し、継続した支援を行っていきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

④訪問事業等による養育支援家庭の把握

乳児家庭全戸訪問事業や新生児訪問指導等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて産後ケア事業や養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることにより、児童虐待の発生予防に努めます。

【担当課】	子育て相談課	【関係課】	健康課
-------	--------	-------	-----

⑤養育支援訪問事業（再掲）

<p>家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。</p>	
【担当課】	子育て相談課

⑥子育て相談

<p>子育てに関する不安の解消に向けた適切な支援を行うため、子ども家庭支援センター、地域子育て支援拠点、保健センターや教育相談室などと連携し、相談事業を実施します。</p>			
【担当課】	子育て相談課	【関係課】	健康課・教育支援課

⑦多様なニーズに応じた教育相談の充実（再掲）

<p>スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を起因とした課題等のある保護者や児童・生徒との面接を行うとともに、児童・生徒の情報を学校と共有し、学校内外の関係機関と連携して、児童・生徒の生活環境の改善を図ります。</p> <p>また、学校と家庭の連携推進事業における「家庭と子どもの支援員」を配置し、生活指導上支援の必要がある児童・生徒、保護者に対し、教員の対応できない時間も支援及び助言を行い、不登校など問題行動の未然防止や改善につなげていきます。</p>			
【担当課】	教育相談室	【関係課】	子育て相談課・教育支援課

⑧子どもや若者の育成支援（再掲）

<p>若年無業者（ニート）やひきこもりなど、若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫などの課題に対応するとともに、問題を抱える若者やその家庭を支援するため、関係機関が組織横断的に連携し、子ども・若者総合相談センターや子ども・若者支援地域協議会の機能を併せ持った形で、相談会や講演会などを実施します。</p>			
【担当課】	児童青少年課	【関係課】	子育て支援課・子育て相談課

⑨子どもの学習支援事業

<p>経済的な事情で学習の機会に恵まれない中学生に対する学習支援や学習の場の提供を行います。</p> <p>支援員と学習ボランティアが勉強の仕方をサポートし、学力及び学習意欲の向上と学習習慣の定着を図ります。</p>	
【担当課】	社会福祉課

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

◇主な事業◇

①ひとり親家庭への情報の提供

ひとり親家庭に関する各種の事業や情報を総合的に提供するため、「ひとり親福祉のしおり」を作成し、配布します。

【担当課】 子育て支援課

②母子・父子自立支援員活動

ひとり親家庭の抱えている日常生活や就業での問題を把握し、その解決に向けて母子・父子自立支援員による必要な指導・助言及び情報提供を行い、ひとり親家庭の自立に向け、総合的な支援を図ります。

【担当課】 子育て支援課

③母子・父子自立支援プログラム策定等事業

プログラム策定員が個々の対象者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等との連携を密にし、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施します。

【担当課】 子育て支援課

④ひとり親家庭の就業等を支援する事業

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業として、一定の国家資格の取得等を目的に、養成機関において修業する際の生活支援として給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業及び、教育訓練に関する講座を受講し、修了した際に受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施します。

【担当課】 子育て支援課

⑤ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

義務教育終了前の子どもがいるひとり親家庭であって、就労、疾病や冠婚葬祭などのため、一時的に子育てが困難となった場合にホームヘルパーを派遣し、育児、食事の世話等、必要な支援を行います。

【担当課】 子育て支援課

⑥ひとり親家庭休養ホーム事業およびレクリエーション事業

指定施設の利用料を助成することで、ひとり親家庭の休養及びレクリエーションの充実を図ります。	
【担当課】	子育て支援課

⑦母子生活支援施設入所事業

配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子で、子どもの養育が十分にできない場合、母子ともに施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行います。	
【担当課】	子育て支援課

⑧母子福祉資金・父子福祉資金・女性福祉資金の貸付

母子家庭・父子家庭の方や配偶者のいない女性の経済的自立と生活意欲の助長及び児童福祉の増進を図るため、事業開始資金、技能習得資金や生活資金などの必要な資金の貸付を行います。	
【担当課】	子育て支援課

⑨児童扶養手当・児童育成手当の支給

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、手当を支給します。	
【担当課】	子育て支援課

⑩ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等を対象に医療費助成を行います。	
【担当課】	子育て支援課

3 子どもの発達支援体制の充実

◇主な事業◇

①健康診査等

発育及び発達障害や疾病などの早期発見・早期治療を図るため、妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査、保育園入所児童の健康診断及び小中学校児童・生徒の健康診断を実施します。

【担当課】	健康課	【関係課】	子育て支援課・子育て相談課・学校教育課
-------	-----	-------	---------------------

②早期療育に結びつけるための関係機関との連携

各種乳幼児健康診査等で子どもの発育や発達に不安がある保護者に対し、専門医と連携し相談に応じるとともに、必要に応じて専門医療機関や福祉サービスの紹介を行います。

また、保護者が安心して相談できる環境を整え、関連部署や関係機関と連携して、子どもの発育・発達を促すことができるよう支援します。

【担当課】	子育て相談課	【関係課】	障害福祉課・健康課・子育て支援課
-------	--------	-------	------------------

③幼稚園・保育園等への定期巡回相談（再掲）

臨床心理士等の専門職が、幼稚園・保育園等を巡回し、発達障害を含む発達上支援の必要な子どもの支援の手法について、助言や支援を行ない、子どもの個性や成長を促すことを大切にし、継続した切れ目のない発達支援体制を目指します。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

④子どもの発達に関する総合相談

子どもの発達に関する相談に、臨床心理士等が対応します。必要に応じて、適切な機関を案内します。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

⑤地域での専門相談「ちょこっと広場」

子育て中の気になることを、気軽に、専門職に相談できるよう、児童館で「ちょこっと広場」を実施します。相談には、発達相談員（臨床心理士・言語聴覚士等）が対応します。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

⑥発達障害に関する啓発講演会（再掲）

<p>発達に支援を要する子どもたちが地域で暮らしていくために、その特性や対応の仕方等について多くの方の理解を深めていけるよう、講演会を実施し、広く普及啓発を行います。</p>			
【担当課】	子育て相談課	【関係課】	障害福祉課・健康課・子育て支援課・学校教育課・教育支援課・教育相談室

⑦発達支援体制の検討会

<p>発達支援における具体的な内容、今後の方向性など諸々の事項について検討し、切れ目のない発達支援を行なうための組織的な体制の充実を図るため、庁内関係部署による検討会を実施します。</p>			
【担当課】	子育て相談課	【関係課】	障害福祉課・健康課・子育て支援課・学校教育課・教育支援課・教育相談室

4 障害のある子どもへの支援の充実

◇主な事業◇

①各種手当の支給

障害のある子どもまたはその保護者への手当として、要件に応じて、「児童育成手当（障害手当）」、「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「重度心身障害者手当」、「難病患者福祉手当」を支給します。

【担当課】	障害福祉課・子育て支援課
-------	--------------

②各種医療費の助成

障害のある子どもの医療費の助成として、要件に応じて、「自立支援医療費（育成医療・精神通院医療）」、「小児精神障害者入院医療費助成」、「小児慢性疾患医療費助成」、「心身障害者（児）医療費助成」、「難病医療費等助成」を実施します。

【担当課】	障害福祉課・子育て支援課
-------	--------------

③特別支援教育就学奨励費

保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等に対し、所得に応じて、学用品費や校外活動などの就学に必要な経費を交付します。

【担当課】	教育支援課
-------	-------

④統合保育の推進（再掲）

障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施するとともに、障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通し、お互いの理解を深めながらともに育っていけるよう、統合保育の推進に努めます。

また、施設に対し、職員のスキルアップのための講座や研修会、先進事例などの情報提供を積極的に行い、各施設における保育の質の更なる向上のための取り組みを支援します。

【担当課】	子育て支援課	【関係課】	障害福祉課・健康課・子育て相談課
-------	--------	-------	------------------

⑤児童発達支援事業

障害のある子どもに日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供する児童発達支援事業の利用を支援します。

【担当課】	障害福祉課
-------	-------

⑥ 保育所等訪問支援事業

障害のある子どもが利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等や助言を行い、子どもの成長を支援します。また、事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。	
【担当課】	障害福祉課

⑦ 日中一時支援事業

介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないときに、障害のある子どもの日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	
【担当課】	障害福祉課

⑧ 日中一時支援事業「青い鳥」

心身に障害のある子どもに対して、施設への通所による集団生活への適応訓練や、自立に必要な日常生活基本動作の訓練等を行う障害児日中一時支援事業「青い鳥」を実施します。	
【担当課】	障害福祉課

⑨ 中等度難聴児発達支援事業の実施

中等度難聴児（身体障害者手帳の交付対象とならない子ども）に対して、補聴器の使用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	
【担当課】	障害福祉課

⑩ 放課後等デイサービス事業（再掲）

障害のある児童・生徒に対して、放課後や休日に生活向上のための訓練、社会との交流の機会を充実させるため、放課後等デイサービスの利用を支援します。	
【担当課】	障害福祉課

⑪ 多様なニーズに応じた特別支援体制の充実（再掲）

適切な就学・転学相談等及び教員の専門性の向上を図る研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置活用し、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への適切な支援体制の充実を図ります。また、小・中学校の特別支援教室を中心とした特別支援教育体制の充実を図り、すべての学校でインクルーシブ教育システムの構築を進めます。			
【担当課】	教育支援課	【関係課】	障害福祉課・健康課・子育て支援課・子育て相談課・学校教育課・教育相談室

⑫関係機関との連携

市内の小中学校や特別支援学校、幼稚園、保育園、市内関係機関等での特別支援教育体制を充実させるため、情報交換や特別支援教育に関する共通理解を深めていきます。			
【担当課】	教育支援課	【関係課】	障害福祉課・健康課・子育て支援課・子育て相談課・学校教育課・教育相談室

⑬自立に向けた障害福祉サービスの提供

自立に向けた訓練としての移動支援や、保護者の休息等を目的とした短期入所など、必要なサービスを提供します。	
【担当課】	障害福祉課

⑭市役所内実習事業

就職を希望する障害のある人の就労能力の向上を目的に、職場体験の場として、市役所内実習事業に取り組んでいきます。	
【担当課】	障害福祉課

5 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家庭への支援の充実

◇主な事業◇

①多様なニーズに応じた教育相談の充実（再掲）

スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を起因とした課題等のある保護者や児童・生徒との面接を行うとともに、児童・生徒の情報を学校と共有し、学校内外の関係機関と連携して、児童・生徒の生活環境の改善を図ります。

また、学校と家庭の連携推進事業における「家庭と子どもの支援員」を配置し、生活指導上支援の必要がある児童・生徒、保護者に対し、教員の対応できない時間も支援及び助言を行い、不登校などの問題行動の未然防止や改善につなげていきます。

【担当課】	教育相談室	【関係課】	子育て相談課・教育支援課
-------	-------	-------	--------------

②多様なニーズに応じた特別支援体制の充実（再掲）

適切な就学・転学相談等及び教員の専門性の向上を図る研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置活用し、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への適切な支援体制の充実を図ります。また、小・中学校の特別支援教室を中心とした特別支援教育体制の充実を図り、すべての学校でインクルーシブ教育システムの構築を進めます。

【担当課】	教育支援課	【関係課】	障害福祉課・健康課・子育て支援課・子育て相談課・学校教育課・教育相談室
-------	-------	-------	-------------------------------------

③子どもや若者の育成支援（再掲）

若者無業者（ニート）やひきこもりなど、若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫などの課題に対応するとともに、問題を抱える若者やその家庭を支援するため、関係機関が組織横断的に連携し、子ども・若者総合相談センターや子ども・若者支援地域協議会の機能を併せ持った形で、相談会や講演会などを実施します。

【担当課】	児童青少年課	【関係課】	子育て支援課・子育て相談課
-------	--------	-------	---------------

④障害児支援から障害福祉サービスへの移行支援

年齢によるサービスの切り替えの際、計画相談支援事業所と相談し、介護給付や地域生活支援事業にスムーズに移行できるよう支援します。

【担当課】	障害福祉課
-------	-------

⑤ 専門機関との連携

ひきこもりに関する電話、メール相談に加え、ひきこもりの問題を抱えている家庭を訪問し、相談に応じる訪問相談事業を実施するなど、相談者を適切な関係機関につなげられるよう、関係機関と連携し支援していきます。

【担当課】	児童青少年課
--------------	--------

⑥ ひきこもり等に関する情報提供機会の充実

若者が困難を抱えた場合における相談先についての広報啓発や情報提供により、適切な支援に導いていきます。

【担当課】	児童青少年課
--------------	--------

⑦ 就労支援

関係機関と連携して、就職面接会や専門員による各種就職相談会、就職セミナーなどを開催するとともに、相談者の抱える状況に応じて支援していきます。

また、障害のある若者に対して一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センター「エール」に地域開拓促進コーディネーターを配置し、就労を支援していきます。

【担当課】	産業振興課・社会福祉課・障害福祉課・児童青少年課
--------------	--------------------------

【基本目標6】 仕事と生活の調和のための環境整備

子育てには、仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組みが不可欠です。そのため、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備が必要です。

また、子育て世帯が安心して外出できるよう、安全対策や環境整備のための取組みも重要です。

市では、企業に対し仕事と生活の調和について情報提供を行うとともに、市民に対しては、広報紙等を通じて、男女が共に参加する子育てを促進していくための意識啓発や、男性がより一層子育てに対する自覚を持てるよう、母親学級や両親学級への男性の参加促進に努めてきました。

また、保護者が安心して乳幼児を連れて外出できるよう、公共施設のほか、幼稚園、保育園、商店など地域の協力を得て、おむつの取替えや授乳ができる「あかちゃん休憩室」を設置しています。

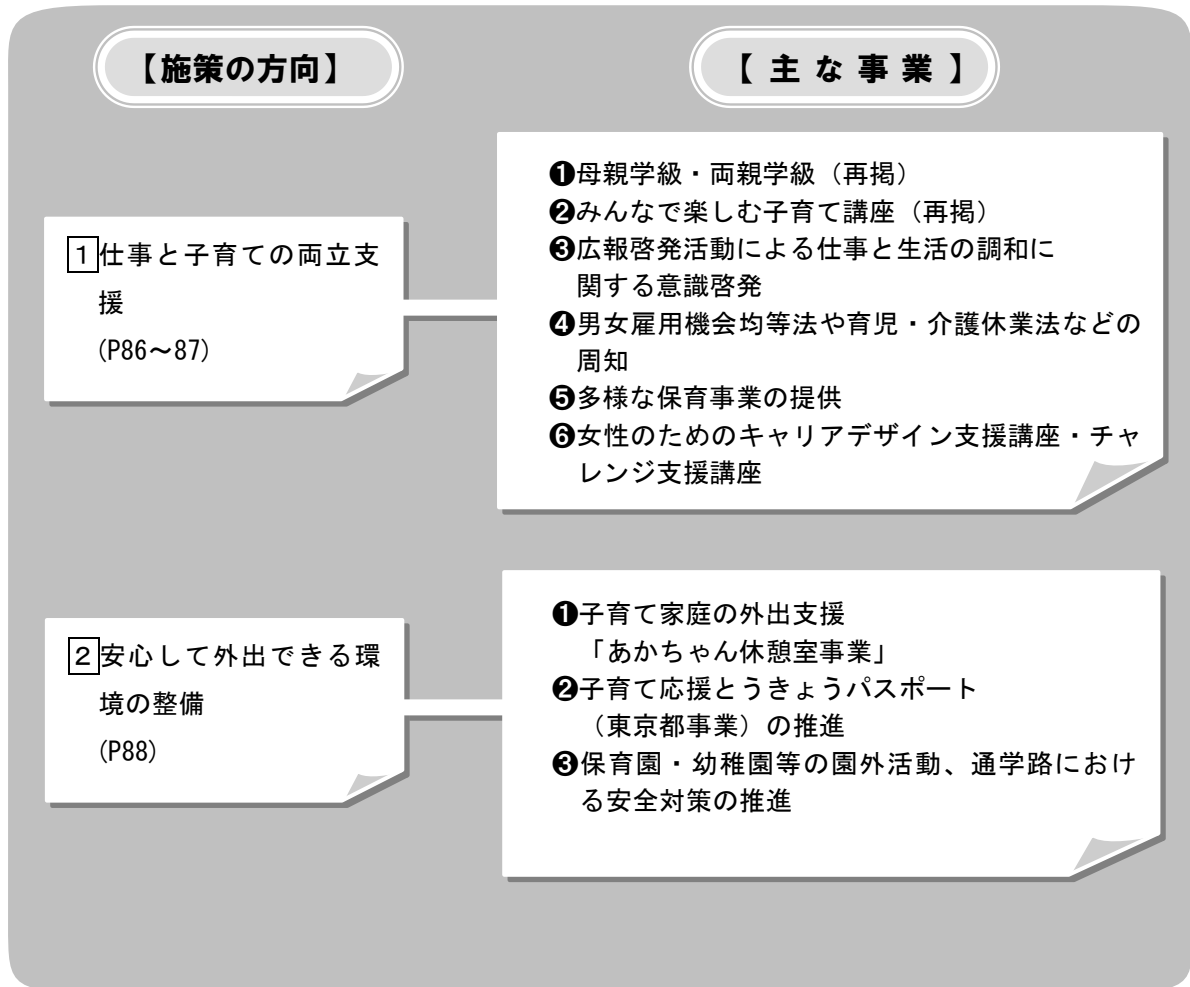
市が平成30年に実施したアンケート調査（羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査）の就学前児童調査の結果では、育児休業を取得した割合は、母親が43.2%、父親は2.5%となっており、平成25年度に実施した前回調査と比較し、母親、父親ともに取得率は上昇していますが、父親の取得率は依然として低い状況となっています。

また、育児休業を取得していない理由としては、母親の場合は、「子育てや家事に専念するため退職した」が25.0%で最も高く、父親の場合は、「仕事が忙しかった」が31.2%で最も高くなっており、平成25年度に実施した前回調査と比較し、母親が育児のために退職した割合は大幅に減少しており、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備が進んできていることがうかがえます。

今後の方向性としては、仕事と生活の調和についての理解が促進し、仕事と家庭の両立ができるよう、事業主や労働者、市民への広報・啓発をより一層強化するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援施策の充実に努めていきます。

また、子育て世帯が安心して外出できるよう、安全対策や環境整備のための取組みの充実に努めていきます。

■ 施策の方向と主な事業



☆（星印）は、子ども・子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

1 仕事と子育ての両立支援

◇主な事業◇

①母親学級・両親学級（再掲）

妊娠、出産、育児に主体的に臨むことができるよう正しい知識の習得機会を提供し、妊娠中の不安の解消を図るとともに、孤立しがちな母親同士が地域で情報交換や相談し合える仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

また、男性に育児についての学習や体験の機会を提供することにより、夫婦が協力して育児ができるよう男性の参加を促進します。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

②みんなで楽しむ子育て講座（再掲）

男性の家事・育児参画を推進することを目的に、親子遊びや調理実習、健康や男女共同参画のミニ講座を行います。親子の触れあいの場を提供するとともに、家族の健康づくりに役立つ知識と実践法の普及啓発を図ります。

【担当課】	企画政策課・健康課・子育て相談課
-------	------------------

③広報啓発活動による仕事と生活の調和に関する意識啓発

仕事と生活の調和についての理解が進むよう、広報・啓発を充実します。

【担当課】	企画政策課	【関係課】	産業振興課
-------	-------	-------	-------

④男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの周知

育児・介護休業法などについて、広報紙やパンフレット等を活用した普及啓発を行い、男性も女性も育児休業制度等が取得しやすい職場環境づくりに努めます。

また、子育てしやすい就労環境づくりに向け、商工会や事業主に対して理解と協力を求めます。

【担当課】	企画政策課	【関係課】	産業振興課
-------	-------	-------	-------

⑤多様な保育事業の提供

多様なニーズに対応する保育サービスを充実するため、2時間延長保育、一時預かり事業や休日保育事業、乳幼児ショートステイ事業など、多様な保育事業について周知を図り、子育て家庭のニーズを踏まえた施策を提供していきます。

【担当課】	子育て支援課	【関係課】	子育て相談課
-------	--------	-------	--------

⑥女性のためのキャリアデザイン支援講座・チャレンジ支援講座

就労や地域活動などへ参加意欲を持つ方に対して、支援講座を実施することで、女性の活躍推進を支援していきます。

【担当課】	企画政策課	【関係課】	地域振興課・産業振興課
--------------	-------	--------------	-------------

2 安心して外出できる環境の整備

◇主な事業◇

①子育て家庭の外出支援「あかちゃん休憩室事業」

保護者が安心して乳幼児を連れて外出できるよう、公共施設のほか、保育園、幼稚園、商店などの地域の協力を得て、おむつの取替えや授乳ができる「あかちゃん休憩室」を設置していきます。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

②子育て応援とうきょうパスポート（東京都事業）の推進

子育てを応援しようとする社会的気運の醸成を目的に、企業や店舗が善意により子育て世帯や妊婦の方に対して様々なサービスを提供する「子育て応援とうきょうパスポート」の普及に努めます。

協賛店では、粉ミルク用のお湯やおむつ替えスペースの提供、商品の割引や景品の提供など様々なサービスを受けることができます。

【担当課】	子育て支援課	【関係課】	産業振興課
-------	--------	-------	-------

③保育園・幼稚園等の園外活動、通学路における安全対策の推進

保育園・幼稚園等の園外活動や、通学中の児童・生徒の安全を確保するため、交通安全講習会への参加などの交通安全教育を通じて意識の向上を図るとともに、おさんぽコースや通学路を日常的に点検し安全確保に努めるなど、市と事業者、学校、地域、警察等が連携して安全対策を推進していきます。

【担当課】	子育て支援課・土木課・学校教育課	【関係課】	防災安全課
-------	------------------	-------	-------

第5章 量の見込みと確保方策

第 5 章 量の見込みと確保方策

1 子どものための教育・保育

《保育の必要性の認定区分》

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、教育・保育に要した費用の一部を保護者に給付する仕組みとなっています。

認定区分	対 象	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定※1 (保育認定※2)	満3歳以上の就学前の子どもで保護者の就労などにより保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園
3号認定 (保育認定※2)	満3歳未満で保護者の就労などにより保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園、地域型保育事業※3

※1 2号認定に該当する方でも、保護者の希望により幼稚園を利用することは可能です。

※2 保育認定は、就労時間等により保育標準時間（最長11時間）と保育短時間（最長8時間）に区分されます。

※3 地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業をいいます。

《量の見込みと確保方策》

(単位：人)

区 分	令和2年度					令和3年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳	
量の見込み	393	59	858	117	500	377	57	850	120	502	
確保方策	特定教育・保育施設	168	-	789	117	456	168	-	789	117	456
	確認を受けない幼稚園	1,430	-	-	-	-	1,430	-	-	-	-
	幼稚園及び預かり保育	-	59	37	-	-	-	57	29	-	-
	2歳児の預かり保育事業	-	-	-	-	6	-	-	-	-	6
	地域型保育事業	-	-	-	3	6	-	-	-	3	5
	認証保育所等	-	-	32	8	25	-	-	32	8	25
	合 計	1,598	917		128	493	1,598	907		128	793

区 分	令和4年度					令和5年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳	
量の見込み	359	54	832	123	504	339	51	808	127	503	
確保方策	特定教育・保育施設	168	-	789	117	456	168	-	789	117	456
	確認を受けない幼稚園	1,430	-	-	-	-	1,430	-	-	-	-
	幼稚園及び預かり保育	-	54	11	-	-	-	51	-	-	-
	2歳児の預かり保育事業	-	-	-	-	6	-	-	-	-	6
	地域型保育事業	-	-	-	3	6	-	-	-	3	6
	認証保育所等	-	-	32	8	25	-	-	32	8	25
	合 計	1,598	886		128	493	1,598	872		128	493

区 分		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1-2歳
量の見込み		330	50	807	130	503
確保方策	特定教育・保育施設	168	-	789	117	456
	確認を受けない幼稚園	1430	-	-	-	-
	幼稚園及び預かり保育	-	50	-	-	-
	2歳児の預かり保育事業	-	-	-	-	6
	地域型保育事業	-	-	-	3	6
	認証保育所等	-	-	32	8	25
	合 計	1,598	871		128	493

2 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業（P49）

《量の見込みと確保方策》

○基本型・特定型

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

○母子保健型

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

②時間外保育事業（延長保育事業）（P57）

《量の見込みと確保方策》

（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	751	761	771	781	791
確保方策	751	761	771	781	791

③放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）（P66）

《量の見込みと確保方策》

（単位：人）

区 分	令和2年度						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
量の見込み	189	190	206	39	41	43	708
確保方策	189	190	206	39	41	43	708

区 分	令和3年度						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
量の見込み	180	191	194	39	39	42	685
確保方策	180	191	194	39	39	42	685

区 分	令和4年度						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
量の見込み	181	183	195	37	39	39	674
確保方策	181	183	195	37	39	39	674

区 分	令和5年度						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
量の見込み	185	183	186	36	36	39	665
確保方策	185	183	186	36	36	39	665

区 分	令和6年度						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
量の見込み	167	187	187	34	36	36	647
確保方策	167	187	187	34	36	36	647

④子育て短期支援事業（乳幼児ショートステイ事業）（P57）

《量の見込みと確保方策》

（単位：人日／年）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	139	139	139	139	139
確保方策	139	139	139	139	139

⑤乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導（P38）

《量の見込みと確保方策》

（単位：人日／年）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	335	325	316	308	301
確保方策	実施体制：保健師8人、助産師8人（非常勤含む） 実施機関：子育て相談課（保健師・助産師）、健康課（保健師）				

⑥養育支援訪問事業（P39）

《量の見込みと確保方策》

（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	45	45	45	45	45
確保方策	実施体制：子ども家庭支援センター職員、委託先ヘルパー 実施機関：子ども家庭支援センター				

⑦地域子育て支援拠点事業（P49）

《量の見込みと確保方策》

（単位：人回／年）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,957	4,888	4,820	4,753	4,687
確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

⑧一時預かり事業（P58）

ア 幼稚園型

《量の見込みと確保方策》

(単位：人日／年)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号認定による利用	5,267	5,052	4,811	4,543	4,422
	2号認定による利用	10,786	10,420	9,872	9,323	9,140
確保方策		16,053	15,472	14,683	13,866	13,562

イ 上記アの幼稚園型以外

《量の見込みと確保方策》

(単位：人日／年)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2,034	1,968	1,898	1,821	1,775
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1,932	1,866	1,796	1,719	1,673
	ファミリー・サポート・セ ンター事業(病児・緊急対 応強化事業を除く)	102	102	102	102	102

⑨病児保育事業（病児・病後児保育事業）（P58）

《量の見込みと確保方策》

○病後児保育

(単位：人日／年)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	73	73	73	73	73
確保方策	73	73	73	73	73

○病児保育

(単位：人日／年)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	244	244	244	244	244
確保方策	244	244	244	244	244

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (P52)

《量の見込みと確保方策》

(単位：人日／年)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	254	254	254	254	254
確保方策	254	254	254	254	254

⑪妊婦健康診査 (P37)

《量の見込みと確保方策》

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人数(人)	352	342	332	324	317
	健診回数(回)	4,154	4,036	3,918	3,823	3,741
確保方策		実施場所：医療機関及び助産所 実施体制：東京都内の契約医療機関（市が配布した受診票） 契約医療機関以外及び助産所（償還払いによる公費負担） 検査項目：市が定める妊婦健康診査に係る検査項目 実施時期：通年（妊娠初期から分娩まで）				

第6章 計画の推進

第 6 章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 関係機関等との連携

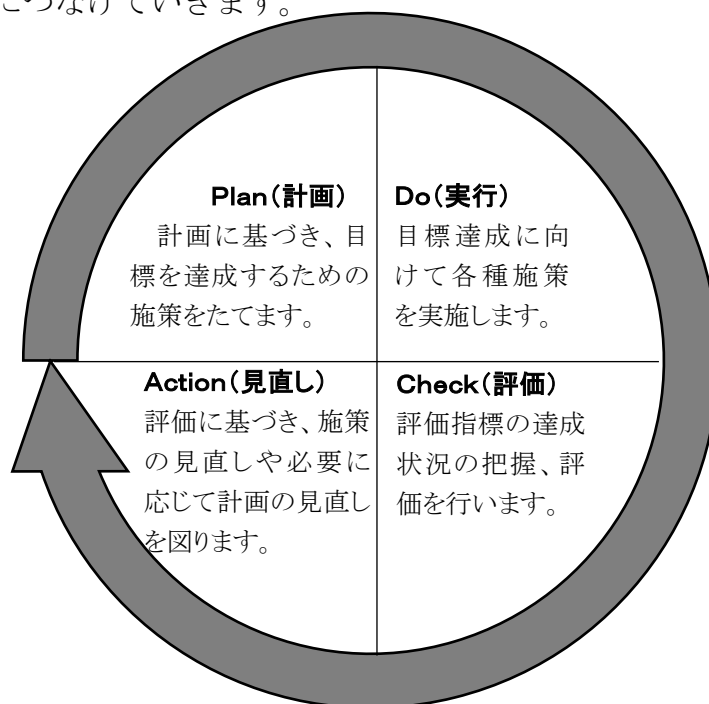
計画の理念を具現化し、施策を展開していくためには、行政だけでなく、家庭、教育・保育事業者、学校、地域、企業等が連携して取り組む必要があります。

関係機関等それぞれが、役割を果たし、相互の連携が図られるよう、積極的にかかわるとともに、東京都や他の市町村とも連携し、子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

(2) 計画事業の実施状況の点検及び評価

本計画の着実な推進に向けて、毎年度、計画に掲げた施策の実施状況について点検・評価し、その結果を公表します。

評価結果や羽村市子ども・子育て会議の意見を考慮し、必要に応じて見直しを行い、各事業の改善等につなげていきます。



(3) 量の見込みと確保方策の見直し

子ども・子育て支援新制度において市町村が実施することとされている事業は、子ども・子育て支援法で、量の見込みと確保方策を定めることとされています。本市では、量の見込みと確保方策を定める必要のある事業について、子ども・子育て会議の意見を参考にし、毎年度、量の見込みと確保方策を見直すこととしています。

資料編

1 第1期計画の教育・保育事業の量の実績と確保の実績

(1) 子どものための教育・保育

《第1期計画期間中の実績》

(単位：人)

区 分	平成27年度					平成28年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳
量の実績	553	82	818	89	469	500	75	807	95	475
確保の実績	幼稚園・保育園 認定こども園	105	804	108	425	105	816	111	447	
	確認を受けない 幼稚園	1,535				1,535				
	地域型保育事業	—	—	3	12	—	—	3	12	
	認証保育所等	—	44	11	40	—	29	8	28	
	合 計	1,640	848	122	477	1,640	845	122	487	

区 分	平成29年度					平成30年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳
量の実績	448	67	816	110	466	430	64	847	104	520
確保の実績	幼稚園・保育園 認定こども園	105	799	114	453	177	782	114	453	
	確認を受けない 幼稚園	1,535				1,430				
	地域型保育事業	—	—	3	12	—	—	3	12	
	認証保育所等	—	29	8	28	—	29	8	28	
	合 計	1,640	828	125	493	1,607	811	125	493	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の実績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の実績	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所

②時間外保育事業（延長保育事業）

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の実績	672	704	715	731
確保の実績	672	704	715	731

③放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）

(単位：人)

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
量の実績	601	1	646	2	641	3	621	5
確保の実績	607	1	634	2	653	3	656	5

④子育て短期支援事業(乳幼児ショートステイ事業)

(単位：人日／年)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の実績	253	194	113	110
確保の実績	253	194	113	110

⑤乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導

(単位：人日/年)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の実績	322	359	362	324
確保の実績	実施体制：保健師8人、助産師8人（非常勤含む） 実施機関：子育て相談課（保健師・助産師）、健康課（保健師）			

⑥養育支援訪問事業

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の実績	28	28	47	45
確保の実績	実施体制：子ども家庭支援センター職員、委託先ヘルパー 実施機関：子ども家庭支援センター			

⑦地域子育て支援拠点事業

(単位：人回/年)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の実績	4,874	4,712	5,887	5,027
確保の実績	5か所	5か所	5か所	5か所

⑧一時預かり事業

ア 幼稚園において在園児を対象とした一時預かり事業

(単位：人日/年)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の実績	1号認定による利用	7,130	6,160	6,507	6,010
	2号認定による利用	14,476	12,506	13,211	12,201
確保の実績		21,606	18,666	19,718	18,211

イ 上記アの在園児対象型を除く

(単位：人日/年)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の実績		3,445	2,835	2,267	2,307
確保の実績	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	3,405	2,691	2,207	2,145
	ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	40	144	60	162

⑨病児保育事業（病児・病後児保育事業）

○病後児保育

(単位：人日／年)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の実績	27	32	73	73
確保の実績	27	32	73	73

○病児保育

(単位：人日／年)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の実績	—	171	257	231
確保の実績	—	171	257	231

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(単位：人日／年)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の実績	299	241	220	258
確保の実績	299	241	220	258

⑪妊婦健康診査

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の 実績	人数(人)	444	405	383	377
	健診回数(回)	5,109	4,867	4,626	4,369
確保の実績		実施場所：医療機関及び助産所 実施体制：東京都内の契約医療機関（市が配布した受診票） 契約医療機関以外及び助産所（償還払いによる公費負担） 検査項目：市が定める妊婦健康診査に係る検査項目 実施時期：通年（妊娠初期から分娩まで）			

2 羽村市子ども・子育て会議

羽村市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 羽村市（以下「市」という。）における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長の附属機関として、羽村市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども及び子育て支援に関する施策の重要事項に関し調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 2人以内
- (2) 市内教育施設の代表者 2人以内
- (3) 市内保育施設の代表者 2人以内
- (4) 子どもの保護者 2人以内
- (5) 公共的団体の代表者 3人以内
- (6) 市内事業所の代表者 2人以内
- (7) 市民公募委員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て支援に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(保育園運営費に係る保護者負担金審議会条例の廃止)

2 保育園運営費に係る保護者負担金審議会条例（昭和52年条例第38号）は、廃止する。

(羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中生涯学習審議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	月額9,000円
-------------	----------

羽村市子ども・子育て会議委員名簿

構成	所属等	氏名	備考
知識経験者	武蔵野短期大学客員教授	◎松本 多加志	
	山梨英和大学特任教授	○近藤 弘	
市内教育施設の代表者	羽村市私立幼稚園協会 五ノ神幼稚園 園長	池田 文子	
	羽村私立小学校校長会 羽村私立栄小学校 校長	小山 夏樹	任期：～H31.3
	羽村市立小学校校長会 羽村市立羽村東小学校 校長	西山 豪一	任期：H31.4～
市内保育施設の代表者	羽村私立保育園協議会 富士みのりこども園 園長	堀川 芳江	
	株式会社みらい 代表取締役	松尾 紀子	
子どもの保護者	私立幼稚園保護者連合会 ルーテル羽村幼稚園保護者会	原島 陽子	任期：～H31.3
	私立幼稚園保護者連合会 羽村善隣幼稚園保護者会	西本 真莉子	任期：H31.4～
	私立保育園保護者の代表者 太陽の子保育園保護者会	小山 紗和子	
公共的団体の代表者	羽村市社会福祉協議会 事務局	中野 良次	
	羽村市民生児童委員協議会 子育て支援部会 会長	高橋 知津子	
	東京都立川児童相談所 所長	鈴木 香奈子	
市内事業所の代表者	日野自動車株式会社羽村工場	吉田 美鈴	任期：～R1.7
		北村 智恵美	任期：R1.8～
	伊吹石油ガス株式会社	山崎 亮	
市民公募委員	公募	関口 英代	
	公募	小林 浩一	任期：～R1.7
		伊藤 知子	任期：R1.8～

◎会長 ○副会長

3 羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会

羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 羽村市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するため、羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、子ども家庭部長の職にある者とし、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、生涯学習部長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事業計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月9日から施行する。

羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会委員名簿

職名	役職名	氏名
委員長	子ども家庭部長	森谷 誠 (小机 良博)
副委員長	生涯学習部長	伊藤 文隆
委員	生涯学習部参事	仙北谷 仁策
委員	企画総務部企画政策課長	櫛島 孝文
委員	財務部財政課長	河野 行秀 (高橋 誠)
委員	市民生活部市民課長	鈴木 宏哉 (羽村 典洋)
委員	産業環境部産業振興課長	宮田 満裕
委員	福祉健康部社会福祉課長	阿部 知宏
委員	福祉肩部障害福祉課長	野村 由紀子
委員	福祉健康部健康課長	大高 淳子 (小林 章文)
委員	子ども家庭部子育て支援課長	吉岡 泰孝
委員	子ども家庭部子育て相談課長	山本 明子
委員	子ども家庭部児童青少年課長	中島 静樹
委員	生涯学習部生涯学習総務課長	池田 浩幸 (島田 裕樹)
委員	生涯学習部学校教育課長	西尾 洋介
委員	生涯学習部教育支援課長	三品 孝之
委員	生涯学習部図書館長	松原 隆

() は前任者

4 審議経過

羽村市子ども・子育て会議の審議経過

回	開催日	審議事項等
第1回	平成30年 6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・「羽村市子ども・子育て支援事業計画」実施状況の点検・評価について ・「羽村市子ども・子育て支援事業計画」量の見込みと確保方策の見直しについて ・「羽村市子ども・子育て支援事業計画」の改訂スケジュールについて
第2回	7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設の利用定員の見直しについて ・ニーズ調査について ・利用者負担額等について 利用者負担額について 学童クラブ育成料について
第3回	9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査について ・利用者負担額等について
第4回	11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市子ども・子育て支援事業計画「構成」(案)について ・利用者負担額等について
第5回	平成31年 2月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市子ども・子育て支援事業計画「ニーズ調査結果」について ・利用者負担額等について
第6回	3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市子ども・子育て支援事業計画「施策の方向」(案)について
第1回	令和元年 5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブ育成料について ・ニーズ調査報告書について
第2回	6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額等について(答申) ・「羽村市子ども・子育て支援事業計画」実施状況の点検評価について
第3回	7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画「量の見込みと確保方策」について
第4回	9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画「施策の体系と具体的な展開」について
第5回	10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画「掲載事業」について
第6回	12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画「最終案」について

羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会の審議経過

回	開催日	審議事項等
第1回	平成30年 6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会について ・羽村市子ども・子育て支援事業計画について ・計画改訂スケジュールについて ・ニーズ調査について
第2回	7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査について ・利用者負担額（保育料）について ・学童クラブ育成料について
第3回	8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査について ・利用者負担額（保育料）について ・学童クラブ育成料について
第4回	10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市子ども・子育て支援事業計画の構成（案）について ・利用者負担額等について
第5回	平成31年 1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市子ども・子育て支援事業計画「施策の方向」（案）について ・利用者負担額等について
第6回	2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市子ども・子育て支援事業計画「掲載事業」（案）について ・利用者負担額等について
第1回	4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会について ・第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画について ・ニーズ調査結果報告書について ・子ども・子育て支援事業計画改訂及び子ども・子育て支援事業計画検討委員会年間スケジュールについて
第2回	令和元年 6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画「量の見込みと確保方策」について
第3回	8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画「素案」について
第4回	10月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画素案「掲載事業」について
第5回	11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画「最終案」について